

独評発第0828022号  
平成21年8月28日

独立行政法人医薬品医療機器総合機構  
理事長 近藤 達也 殿

厚生労働省独立行政法人評価委員会  
委員長 井原 哲夫



独立行政法人医薬品医療機器総合機構の中期目標に係る業務の実績  
に関する評価結果の通知について

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第34条第2項に基づき、別添のとおり、中期目標に係る業務の実績に関する評価を行ったので、同条第3項の規定により準用する同法第32条第3項の規定により、その結果を通知する。



# **独立行政法人医薬品医療機器総合機構の 中期目標期間の業務実績の最終評価結果**

平成21年8月27日

厚生労働省独立行政法人評価委員会

※なお、下線等については、説明に際して便宜上、機構において加筆したものである。



## 1. 中期目標期間（平成16年4月～平成21年3月）の業務実績について

### （1）評価の視点

独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「総合機構」という。）は、認可法人医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構及び国立医薬品食品衛生研究所医薬品医療機器審査センターの業務並びに財団法人医療機器センターで行われていた医療機器の同一性調査業務を統合し、平成16年4月に新たに独立行政法人として発足したものである。

本評価は、平成16年4月に厚生労働大臣が定めた中期目標（平成16年4月～平成21年3月）全体の業務実績についての評価を行うものである。

総合機構に対しては、特殊法人から独立行政法人になった経緯を踏まえ、弾力的・効果的な業務運営を通じて、業務の効率性の向上、質の向上及び透明性の向上により国民の求める成果を得ることが強く求められている。

当委員会では、「厚生労働省所管独立行政法人の業務実績に関する評価の基準」及び個別項目毎の評価の視点等に基づき、各年度の業務実績の評価において示した課題等、さらには、「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定）、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から寄せられた意見や当委員会で決定された取組方針も踏まえ、最終評価を実施した。

なお、総合機構は、発足当初の平成16年度において、研究開発振興業務も所管していたが、規制部門と振興部門を分離し、総合機構を健康被害救済業務、審査等業務及び安全対策業務に専念させるため、平成17年4月より、研究開発振興業務は独立行政法人医薬基盤研究所に移管されている。

また、総合機構の業務は、健康被害救済業務、審査等業務及び安全対策等業務の3つの業務が一体となって推進されていること、さらに、総合機構は、欧米に比べて審査及び安全対策に従事する人員の少なさが指摘されており、欧米に比べて新医薬品及び新医療機器が上市されるのに数年遅れている、いわゆるドラッグ・ラグ、デバイス・ラグの解消及び安全対策体制の強化のために平成19年度から第二期中期目標期間にかけて増員が認められ、体制強化が図られているところであることを特記しておきたい。

### （2）中期目標期間の業務実績全般の評価

当委員会においては、総合機構が独立行政法人として発足して以来、業務により得られた成果が、「医薬品の副作用又は生物由来製品を介した感染等による健康被害の迅速な救済を図り、並びに医薬品等の品質、有効性及び安全性の向上に資する審査等の業務を行い、もって国民保健の向上に資することを目的とする」という当機構の設立目的に照らし、どの程度寄与するものであったか、効率性、有効性等の観点から、適正に業務を実施したかなどの観点に立って評価を行って

きたところであるが、中期目標期間全般については、次のとおり、概ね適正に業務を実施してきたと評価する。

業務運営の効率化に関しては、目標管理による業務運営や人事評価制度の導入により業務運営の改善等の処置がとられ、効率的な業務運営の確立がなされたことを評価する。また、組織・業務の見直しにより、「幹部会」を始めとする各委員会が実質的・有効的に機能しており、業務の効率化に寄与している。

一般管理費等の経費削減については、毎年度経費を計画的に節減し、中期目標を上回る削減を実施しており評価する。

健康被害救済給付業務については、人員の増強及び組織の見直しにより、業務の迅速化が進められるとともに、業務の効率化が図られ、計画に照らし十分な成果を上げていると評価する。

審査等業務については、新医薬品の審査事務処理期間について、中期計画の目標を下回ったものの、承認件数が増加する中、年々事務処理期間の短縮がなされており、審査の迅速化に向けた体制の整備は、着実に進展していると言える。一方、新医療機器の審査事務処理期間についても、優先審査品目については中期計画の目標を上回っているが、全体としては、中期計画の目標を下回ったものの、増員により新任者の指導、研修にも注力しており、新医薬品と同じく審査の迅速化に向けた体制の整備が進展しているものと評価する。治験相談については、体制強化により、平成20年度に年間約420件の処理能力を確保するという中期計画を達成し、平成20年度は全ての相談申込みに対応することができたことは、審査体制の質の充実という点で評価でき、承認審査の迅速化につながると期待できる。

安全対策業務については、審査と併せ「車の両輪」としてリスクマネジメントの機能を発揮するよう、その充実が求められている。このため、医薬品等の安全対策に有効な新手法として、統計解析手法の1つであるデータマイニング手法の導入に向けた業務支援システムの開発が進められていたが、平成20年度にこれを完了させ、「予測予防型」の取組の充実に向けた新事業が着実に展開されている。また、企業、医療関係者や患者、一般消費者に対する医薬品等の安全性情報の提供についても「医薬品医療機器情報配信サービス」の実施、「PMDA医療安全情報」及び「患者向医薬品ガイド」のホームページへの掲載を行うなど、そのサービスの向上に取り組んでいると認められる。安全対策の強化については、関係方面からその必要性が指摘されており、更なる体制の強化と着実な実施を期待する。

なお、中期目標に沿った具体的な評価結果の概要については2のとおりである。また、個別項目に関する評価資料については、別紙として添付した。

## 2. 具体的な評価内容

### (1) 業務運営の効率化

#### ① 効率的な業務運営体制の確立

総合機構においては、平成16年度から目標管理制度の意義・必要性について職員に周知を図り、業務計画表の作成・利用の研修等を年度毎に実施し、適切な業務運営を推進した。中期目標期間の当初より、目標管理制度を積極的に職員に浸透させるなど業務の執行状況の適正な管理を推進していることは、中期目標に照らし十分な成果を上げている。

#### ② 業務管理の充実

理事長の判断を迅速に業務運営に反映するために「幹部会（平成16年度～）」のほか、「総合機構改革本部（平成16年度～）」、「審査等業務進行管理委員会（平成16年度～）」、「財務管理委員会（平成18年度～）」及び「情報システム管理等対策本部（平成17年度～）」などを開催している。また、総合機構全体のリスク管理を行うため、平成16年度の設立当初から「リスク管理委員会」を設置し、平成16年度には、リスク管理方針を、平成17年度にはリスク管理規程を策定した上で、平成19年度には、法人文書の持ち出しに関するルールについて検討し、リスク管理規程の改正を実施するなど、リスク管理を徹底する体制を構築している。このように、「経済財政改革の基本方針2007」の方針に基づき対応した「中期目標期間終了時の組織・業務の見直し」及び「独立行政法人整理合理化計画」の内容に沿って、組織・業務の全般の見直しを進めたことについて、高く評価する。

総合機構全体の業務の重要事項について審議するため、学識経験者、医療関係者、関係業界の代表、消費者の代表及び医薬品等による健康被害を受けた方々の代表により構成する「運営評議会」とともに、業務に関する専門的事項を審議するための下部組織である「救済業務委員会」及び「審査・安全業務委員会」を設置しており、各会議は全て公開され、その議事録及び資料が、総合機構のホームページに公表されているなど、業務の効率化、公平性及び透明性の確保の取組は、有効に機能している。これからも業務の効率化、公平性及び透明性の確保に対する積極的な対応を期待する。

#### ③ 一般管理費等の経費削減

一般管理費の経費削減については、年3%程度（平成15年度と比べ一般管理費については15%程度、平成16年度から発生する一般管理費については12%程度、平成17年度から発生する一般管理費については9%程度、平成19年度から発生する一般管理費については3%程度）の額を削減することとな

っているが、毎年度、当該削減率以上の削減率を盛り込んだ予算を作成した上で、その予算額よりも、平成16年度は15.6%、平成17年度は3.4%、平成18年度は2.8%、平成19年度は3.3%、平成20年度は4.8%の削減を達成している。

事業費も同様に、年1%程度（平成15年度と比べ事業費については5%程度、平成16年度から発生する事業費については4%程度、平成17年度から発生する事業費については3%程度、平成19年度から発生する事業費については1%程度）の額を削減することとなっているが、毎年度、一般管理費と同様の予算を作成した上で、その予算額よりも、平成16年度は18.8%、平成17年度は9.4%、平成18年度は6.0%、平成19年度は13.1%、平成20年度は6.6%の削減を達成している。

以上のように一般管理費等の経費削減については、中期目標を上回る削減を実現しており、評価する。

今回の成果は、平成19年度に策定した「随意契約見直し計画」に基づいて、見直し対象契約を隨時一般競争入札に移行させたことや業務の効率化等により経費の節減を継続した結果であり、今後とも引き続き、業務の効率性・経済性を向上させていく努力を期待する。

## （2）各事業の評価

### ① 各事業に共通する事項について

一般の方からの質問・相談のため、平成16年度から電話による一般相談を開始し、平成18年11月からFAXによる受付を開始し、平成19年6月からは、総合機構ホームページ上からの受付を開始した結果、平成16年度には、219件だった相談件数も平成20年度には、2,622件と大幅に増加し、相談者の利便性の向上が図られていると評価する。

また、初めて医薬品医療機器情報提供ホームページを利用される方のための「情報提供ホームページの活用方法」の掲載や添付文書情報と使用上の注意の根拠症例及び重篤副作用疾患別対応マニュアルとのリンクを開始するなど、より分かりやすく使いやすいものとした。その結果、医薬品医療機器情報提供ホームページへのアクセス回数は、平成16年度約2.3億回、平成17年度約2.9億回、平成18年度約3.9億回、平成19年度約4.9億回、平成20年度約6.4億回とアクセス回数は増加しており評価する。

さらに平成20年度は、第2期中期目標期間における総合機構の広報活動の基本方針として「PMDA広報戦略」を策定したことから、今後も、これまで以上に積極的な情報発信が行われることを期待する。

## ② 健康被害救済業務

副作用救済給付業務では、設立当初から、救済給付の事務処理を迅速に進めるための方策を進めた結果、支給・不支給の決定件数は、平成16年度が633件であったのに対し、平成20年度においては919件と大幅に増加しており、救済給付の標準的事務処理期間（8ヶ月）の達成率も、中期計画における目標値（60%）を上回る74.3%となり、平成16年度に比べ59.8%増加している。

なお、その支給・不支給事例については、平成16年度よりホームページによる公表を開始し、平成20年度末には、平成19年度第4四半期までに決定された分を公表している。また、業務統計については、平成20年10月末までの業務実績等を公表している。

また、情報提供の拡充・見直しや広報活動の積極的実施等によりホームページのアクセス件数（平成15年度比90%増）、相談件数（平成15年度比224%増）ともに、中期目標終了時（平成20年度）の目標値（平成15年度比20%増）を上回っており、救済制度の普及は進んでいる。

副作用救済業務及び感染救済業務では、平成16年度に既存のデータベースを改修し、タイムクロック管理や統計・検索機能等を強化するとともに、支給・不支給判定事務の迅速化のため、平成18年度より開発に着手した「救済給付データベース統合・解析システム」の第1次開発が平成19年度、第2次開発が平成20年度に終了した。

スモン患者及び血液製剤によるHIV感染患者等に対する受託支払業務、受託給付業務及び平成19年度から新たに始まった特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者に対する給付業務等については、個人情報に配慮し、前2事業については委託契約に基づき、特定救済業務については法律に基づき、適切に事業が実施されている。今後とも引き続き当該業務が適切に実施されることを期待する。

以上より、中期目標に照らして十分な成果を上げていると評価する。

## ③ 審査等業務

新医薬品全体（平成16年4月以降の申請分）の審査事務処理期間12ヶ月の達成率は、中期目標期間中を通じて70%、中期目標期間終了時に80%を達成することを目指値として掲げていたが、平成17年度を除いて目標を下回った。一方、承認件数は平成16年度の49件から平成20年度の79件と大幅に増加しており、また、審査事務処理期間も平成18年度以降、年々短縮し、平成20年度の達成率は70%に達していることから、審査の迅速化に向けた体制整備は着実に進展している。また、新医薬品の優先審査品目（平成16年4月以降の申

請分)の審査事務処理期間6ヶ月の達成率は、中期目標期間終了時までに50%について確保することを目標値として掲げており、平成20年度は下回ったものの、平成19年度までは目標を上回っており、中期目標期間中を通じて評価する。

一方、新医療機器全体(平成16年4月以降の申請分)の審査事務処理期間12ヶ月の達成率は、平成16年度は70%、平成17年度及び18年度は80%、平成19年度及び20年度は90%を目標値として掲げていたところであるが、平成16年度50%、平成17年度100%、平成18年度100%。平成19年度83%、平成20年度75%と、平成17年度及び18年度を除いては目標を下回ったが、中期目標期間中を通じて概ね高い達成率を維持している。また、承認件数については平成16年度の8件から平成20年度の16件と増加している。新医療機器の優先審査(平成16年4月以降の申請分)の審査事務処理期間9ヶ月の達成率は、中期目標期間終了時までに70%について確保することを目標値として掲げ、全ての年度で目標を上回った。

これらの結果からは、新医薬品・新医療機器の審査業務が適切に実施されており、研修の成果と質及び量の両面から審査の迅速化に向けて着実に増員等の体制の整備が行われてきたことはうかがえるが、今後は、引き続き審査の迅速化に向けた体制の充実強化を図ることにより、数値目標を達成していくことが必要である。

治験相談については、平成16年度より、体制の見直し、強化を図った結果、治験相談件数は、平成16年度の216件から平成20年度には338件と大幅に増加し、より良い医薬品をより早く国民に届けるという目標に向けて進展がみられた。平成19年度までは、治験相談のすべての需要には対応できていなかったが、平成20年度に年間約420件の処理能力を確保するという中期計画を達成したため、平成20年度は全ての相談申込みに対応できたことは、審査の迅速化につながる体制強化の一つであると評価する。

なお、新医薬品の審査体制については、平成19年度からの人員拡大計画を含め、課題となっていた人員確保については、目途がついたことから、今後は、審査業務プロセスの標準化・効率化や承認審査基準の明確化を図り、審査の更なる迅速化に取り組むことを期待する。また、新規採用の審査員の育成はもちろんのこと、中核的人材の育成にも積極的に取り組み、全ての審査員が十分に能力を発揮できるような体制を整備し、審査員の増加による審査期間の短縮等、それぞれの業務の成果が数字として早く現れることを強く期待する。

審査等業務及び安全対策業務の質の向上については、審査等の進行管理・調整等を行うプロジェクトマネジメント制度の導入、GMP調査体制の整備、外部専門家の活用、調査支援システムの構築、海外規制当局との連携強化など、各種取組が推進されている。

また、主に新薬審査部門の職員を対象とする、F D Aの研修プログラムを参考とした研修プログラムの実施、業務コーチングのためのメンター制度の導入など、研修体制が整備されており、業務の質の向上が図られているが、研修等による一層の教育体制の強化を期待する。

さらに、適正な治験の普及等については、新技術を応用した製品に係る国の評価指針の作成に協力するとともに、医療機関の治験実施体制の整備促進に寄与すること等を目的として、医療機関の薬剤師や看護師等を対象とした「治験コーディネーター養成研修」事業の実施や医療機関に対するG C P実地調査を平成16年度の73件から平成20年度は198件に増加させるなど、適正な治験の普及等に積極的に取り組んでいる。

以上により、中期目標に沿った成果を上げていると評価する。

#### ④ 安全対策業務

予測予防型の新たな安全性情報の発見・分析を行う手法のデータマイニング手法については、平成17年度、平成18年度に、安全対策業務の支援ツールとして導入することの検討やその手法の確立を行い、平成19年度には、シグナル検出結果の効率的な活用に向けて、安全対策業務プロセス全般をサポートするため業務支援システムの開発に着手し、平成20年度にその開発を完了させるなど、その取組が着実に進展している。

副作用情報の収集を進めるため、拠点医療機関ネットワークを中期目標期間終了時までに構築することとしているところ、平成17年度から抗がん剤併用療法実態把握調査を実施し、20年2月にデータの最終解析を終了した。その後、追加解析を経て、最終報告書をまとめた。また、小児領域の安全性確認のための調査について、平成18年度には、データ解析を実施し、結果を報告書としてまとめ、平成20年3月にホームページ上で公表するなど、これらの取組も着実に実行した。

副作用・不具合情報等報告の電子化については、中期目標終了時までに電送化率を年80%以上とする目標に対し、電送化導入の協力要請など適切に業務を推進した結果、平成16年度に69.1%だった電送化率を平成20年度には92.3%にし、目標を大幅に上回る成果を上げた。

企業への情報提供として、副作用が疑われる症例については平成18年1月から、不具合が疑われる症例については平成18年3月から、それぞれラインリストとして公開を開始し、平成20年度末までに副作用報告累計110,879件及び不具合報告累計42,405件を平成19年度以降の年度目標である報告受理後、概ね6ヶ月で公表している。また、企業における安全対策の充実が図られるよう、企業からの各種相談（医薬品、医療機器及び医療安全に関するもの）業

務を実施し、平成20年度までの累計は、医薬品2,682件、医療機器2,110件、医療安全435件に達している。

医療関係者への情報提供として、医療用医薬品の添付文書情報を、平成20年度までにインターネット上で13,287件提供するとともに、添付文書の改訂情報やクラスI回収情報等の安全性情報を希望する医療関係者に対してメールで提供する「医薬品医療機器情報配信サービス」は、登録数が平成17年度2,892件から平成20年度20,707件と大幅に増加している。また、重篤副作用疾患別対応マニュアルについて、累計38疾患の掲載を行った。

一般消費者・患者への情報提供としては、くすり相談の相談件数は平成16年度8,790件から平成20年度12,533件に増加している。また、平成17年7月からの医療機器相談を開始し、平成17年度323件から平成20年度902件と大幅に増加している。その他、患者等が医療用医薬品を正しく理解し重大な副作用の早期発見等に供されるよう作成された「患者向医薬品ガイド」の情報提供ホームページへの掲載を平成17年度から開始するとともに、有識者の助言を得つつ、修正を行いながら、平成20年度までに294成分1,958品目を公表している。

健康被害救済部との連携においては、支給決定及び不支給決定事例における医薬品名や副作用名等に関する情報の提供を受け、救済請求において散見された不適正使用の事例などを参考に、不適正使用による健康被害を低減するため、添付文書の改訂を行っている。

審査部門との連携においては、総合機構内における治験副作用検討会等に出席し、審査段階からの情報を収集するとともに、市販直後調査中品目の副作用等について情報提供を行っているところである。

以上より、中期目標に照らし、十分な成果を上げていると評価するが、安全対策の強化が強く望まれるところであり、今後更なる体制の強化が期待される。

### (3) 財務内容の改善等について

予算、収支計画及び資金計画等については、中期目標に基づいて適正に実施されている。各年度における予算を踏まえ、経費の節減に努めており、特に平成19年度に策定した「随意契約見直し計画」に基づいて、見直し対象契約を隨時一般競争入札に移行したことや業務の効率化等により節減が行われた。また、平成19年4月から人事評価制度を導入するとともに、国家公務員の給与構造改革等を踏まえた新しい給与制度を導入し、常勤職員の人員費の抑制を行うなど、中期目標・中期計画に照らし十分な成果を上げている。

医薬品医療機器総合機構  
最終評価シート



中期目標	中期計画	中期目標期間（平成16年度～20年度）の実績報告	事業年度評価結果						中期目標 期間の評価
			H16	H17	H18	H19	H20		
第1 独立行政法人へ通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第2項第2項第1号の中期目標の期間は、平成16年4月から平成21年3月までの5年間とする。	第1 法人全体の業務運営の改善に関する事項及び国民の向上に賛同する事項に係るべき措置	① 目標管理制度の意義・必要性について職員に周知を図り、業務計画表の作成を可能とするため、各年度毎に研修等を行った。 ② 各部において作成した各年度業務計画表の上半期の進捗状況について、中間報告ヒアリングを実施するなどもしくは幹部会において、その後の進捗状況の報告を行った。 ③ 前年度実績の総括にアリンクを行うとともに、次年度計画を策定する際に行つた幹部ヒアリングに対し、幹部に対して、報告を行った。	A 3.78	A 3.78	A 3.75	A 3.63	A 3.71	A 3.73	
第2 法人全体の業務運営の改善に関する事項及び国民の向上に関する事項	通則法第3項第2号の業務運営の効率化に關する目標を達成するためには、サービスその他の業務の向上によるサービス品質の向上に賛同するべき措置は次のとおりとする。	○ 幹部会、医薬品医療機器総合機器改革本部、審査等業務進行管理委員会、体制の構築を図ることとともに、リスク管理体制の適切な運営等により、業務全般にわたる戦略的・組織機能の維持・強化を図った。	A 3.78	A 3.78	A 3.75	A 3.63	A 3.71	A 3.73	
	(1) 効率的かつ機動的な業務運営	ア・各部門の業務の目標と責任を明確にするとともに、間に、業務の進捗状況及びその改善に努める。 ・業務全般にわたる戦略立案機能とともにリスク管理、チエック機能などの業務管理制度を強化する組織体制の構築を図る。	A 3.78	A 3.78	A 3.75	A 3.63	A 3.71	A 3.73	
	(1) 効率的かつ機動的な業務運営	ア 効率的かつ機動的な業務運営体制を確立する方針として、業務運営のあり方及び業務の実施方法について、外部評価などによる確認を行い、業務運営の改善を図ること。	A 3.78	A 3.78	A 3.75	A 3.63	A 3.71	A 3.73	

・「審査等業務進行管理委員会」の設置・運営  
特に懸案となる医薬品及び医療機器の審査、治験に係る対面助言等の業務の円滑な実施のため、その進捗状況を把握し、進捗管理し、審査等業務の進行管理を徹底した。

平成16年度	3回開催
平成17年度	14回開催
平成18年度	11回開催
平成19年度	12回開催
平成20年度	4回開催

・「財務管理制度委員会」の開催・運営  
健全な財務運営及び適切な業務が行われるよう定期的に財務状況を把握するため、「財務管理制度委員会」を平成18年度に設置し、月毎の審査部門別審査料の申請状況及び収支分析について報告したほか、拠出金の申告額についても報告を行った。また、平成19年度には、「随意契約の見直し計画」の進捗状況の報告も行った。

平成18年度	1回開催
平成19年度	11回開催
平成20年度	12回開催

・「情報システム管理制度委員会」の設置・運営  
平成17年6月に理事長を本部長とする情報システム管理制度委員会を設置し、PMDA内におけるCIO及びCTO補佐の設置並びに業務・システム最適化計画について検討を実施した。

平成18年度	3回開催
平成19年度	3回開催
平成20年度	2回開催

日本製薬工業協会、米国研究製薬工業協会(PhRMA)及び欧洲製薬団体連合会(CEP)との意見交換会を開催するなども、(各年度)医薬品関係についても、同様の場を設けている。

#### ・内部組織・監査の強化

【平成16年度】  
業務全般の企画立案、目標管理を所掌する「企画調整部」を設置した。

【平成17年度】

- (1) 企画調整部において、「業務調整課」を設けて体制を強化((2課→3課)とした。
- (2) 監査室長を専任化するとともに、併任職員を増員(2名→3名)し、体制を強化した。
- (3) 保有する資産の管理状況及び文書の管理体制について内部監査を実施した。

【平成18年度】

- (1) 企画調整部において、情報システムの管理体制の強化を図るため、「情報システム課」を設置した。
- その後、「情報システム課」は発展的に改組し、CTO直属の「情報化統括推進室」として、企画調整部から独立組織とした。
- (2) 保有する法人文書及び個人情報の管理体制について、内部監査を実施した。

【平成19年度】

- (1) 企画調整部において、研修業務及び国際業務の充実強化のため、既存の研修・国際課を研修課と国際課にそれぞれ分離し、体制の整備を行つた。
- (2) 監査員を1名増員するとともに、保有する法人文書の管理体制について、内部監査を実施した。

【平成20年度】

情報システムの管理体制、契約の状況、現預金・物品の保管状況及び就業制限の遵守状況について、内部監査を実施した。

		<p>・PMDA全体のリスク管理を行ったため、リスク管理規程に基づき、リスク管理体制の開催・運営を行った。</p> <p>【平成16年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 「リスク管理方針」の制定。</li> <li>(2) PMDA役職員がとるべき「行動基準」の制定。</li> <li>(3) 消防計画を作成し、予防・防火管理制度を構築。</li> <li>(4) 内部監査規程や「内部通報制度」の整備。</li> <li>(5) 健康危機管理実施要領の制定。</li> </ul> <p>【平成17年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) リスク管理規程の策定。</li> <li>(2) 「服務ハンドブック」に「行動基準」及び「リスク管理対応マニュアル」の配布。</li> </ul> <p>【平成18年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 特に優先して迅速に処理すべき案件について、「リスク管理委員会」の委員が含まれている幹部会で懇論を行った。</li> <li>(2) 役職員に対し、リスク管理対応マニュアルの周知徹底を引き続き図つた。</li> </ul> <p>【平成19年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>針を提示の上、文書管理規程を改定。</li> </ul> <p>【平成20年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>文書・情報管理の適正な実施について、業務フローを見直す等の検討を行つた。</li> </ul> <p>・平成17年度には、「保有個人情報の開示請求等に関する標準業務手順書」、「保有個人情報開示等に係る審査基準」といったマニュアル等を作成した。</p> <p>・第2期中期目標期間におけるPMDA全体の国際活動について、厚生労働省と連携し計画的・体系的に進める観点から、「国際活動全般の基本方針として「PMDA国際戦略」（平成21年2月6日）を策定し、当該戦略に沿った積極的な国際活動を推進することとした。</p>
--	--	---

中 期 目 標	中 期 計 画	中 期 目 標 期間（平成16年度～20年度）の実績報告	事業年度評価結果						中期目標期間の評価	
			H16	H17	H18	H19	H20			
（1）効率的かつ機動的な業務運営 （ア）効率的かつ機動的な業務運営体制を確立するとともに、業務管理のあり方及び業務の実施方法について、外筋業務の改善を行なうこと。	幅広い分野の学識経験者との意見交換の場として、審議機関を設置し、業務の内容や運営体制への提言や改善策を求めるところともに、業務の公正性、透明化に役立てるとともに、業務の実施方法によること。	<p>○ PMDA全体の業務について、大所高所から審議するため、学識経験者、医療関係者、関係業界の代表、消費者の代表及び医薬品等による検査基盤、「運営評議会」及びその下に業務に關する専門的委員会、「審査・安全業務委員会」と「審査・安全業務委員会」を開催した。</p> <p>○ 運営評議会及び各業務委員会においては、業務管理や業務の実施方法についての報告を行ない、その意見を踏まえ、数寄業務の効率化、透明化、安全対策の充実など業務運営の改善に反映させた。</p> <p>【平成16年度】</p> <p>開催状況            ○教済・審査・安全業務運営評議会（2回）            1.5年度業務報告、1.6年度計画案等            ○研究業務運営評議会（2回）            1.6年度業務報告、1.6年度計画案等            ○審査・安全業務委員会（1回）            上半期委員会等            ○教済業務委員会（1回）            上半期委員会等</p> <p>【平成17年度】</p> <p>開催状況            ○運営評議会（3回）            1.6年度業務報告、1.7年度重点事項、1.7年度上期事業実施状況、1.8年度計画案等            ○審査・安全業務委員会（2回）            1.6年度業務報告、1.7年度計画、今後の取組等            ○教済業務委員会（3回）            1.6年度業務報告、1.7年度計画、副作用被害救済業務の改善方策、1.8年度計画案等</p> <p>【平成18年度】</p> <p>開催状況            ○運営評議会（3回）            1.8年度業務報告、治験問題検討委員会中間報告、従事制限、1.9年度計画案、企業出身者、身の就業状況等            ○審査・安全業務委員会（2回）            1.7年度業務報告、1.8年度計画、医療機器治験相談の充実、従事制限に関する取扱い等            ○教済業務委員会（2回）            1.7年度業務報告、上半期業務実績及び今後の取組等</p> <p>【平成19年度】</p> <p>開催状況            ○運営評議会（5回）            1.8年度制限、組織・業務全般の見直し、中期計画の変更、C型肝炎感染疾患者数寄業務委員会（3回）            ○審査・安全業務報告、中期計画変更、タミフルの報告、利益相反、業務等の見直し、組織・業務制限、業務全般の見直し、就業制限等            ○教済業務委員会（3回）            1.8年度業務報告、1.9年度計画、副作用被害救済業務の改善等</p>	A 3.89	A 3.67	A 4.00	A 3.75	A 3.71	A 3.71	A 3.80	3.71

【平成20年度】	○運営評議会（5回） ・19年度業務報告、広報業務改革、利益相反規程、第2期中期計画案、提出金算定案、国際戦略、21年度計画案等	
	○審査・安全委員会（2回） ・第2期中期計画の論点、ベンチャー企業支援改事業等 ○教養業務委員会（2回） ・C型肝炎感染者特別措置法に基づく給付金の支給、19年度業務報告、20年度計画案、広報業務戦略、第2期中期計画の論点、感染拠出金率の再計算等	
① 平成16年度より、弾力的な対応が必要とされている部署においては、課制をとらず、クループ制を導入している。		
② 各業務について、必要な外部専門家の選定・委嘱を行い有効活用した。 (1) 番查及び安全管理における専門協議等の場において、科学的な重要事項に関する専門的意見を行った。 (2) 委嘱者数 平成16年度末 7 8 9名 平成17年度末 8 4 7名 平成18年度末 8 7 3名 平成19年度末 8 9 6名 平成20年度末 9 1 4名 (3) 医薬品の副作用申出前調査業務を支障するため、平成17年度から各分野の専門委員としてPMDA専門委員としての委嘱手続きを行った。 (4) 委嘱者数 平成17年度末 4 4名 平成18年度末 5 0名 平成19年度末 6 3名 平成20年度末 6 2名		
③ 業務の遂行にあたり、必要な法律・経営・システム等の専門的知識について、弁護士・経営コンサルタント等を活用した。（各年度）		
○ 各種対応マニュアルを下記のとおり順次整備した。		
【平成16年度】 「リスク管理対応マニュアル」、「健康危機管理実施要領」の策定		
【平成17年度】 「リスク管理対応マニュアル」の改正（日常の情報管理のチェックポイントについて）		
【平成19年度】 「リスク管理対応マニュアル」の改正（文書の機密外への持ち出しについて）		
○ 主要業務のうち、必要性の高いものから、順次、標準業務手順書（SOP）を作成し、必要に応じて改正作業を行っている。また、SOPが作成されたことにより、定期的な業務については、非常勤職員等を活用している。（各年度）		
○ 「情報システム管理等対策本部」において、各情報システムの移動状況等を把握するとともに、情報システム運営委員会」を開催し、各システムの開発・改修等の進歩状況、妥当性判断及び予定等を検討した。（各年度）		
○ 平成17年度より、PMDA内情報システム全体の最適化及び無駄を省いた情報を開始し、平成19年度に当該計画の策定・公表を行って、平成20年の要件定義を行った。		
・状況に応じた弾力的な人事配置と外部専門家などによる効率的な業務運営体制を構築する。		
・業務運営における危機管理を徹底するため、それぞれの状況に応じた緊急時に備え、マニュアルを順次、作成する。		
・各種業務プロセスの標準化を進めることで、非常勤職員を活用し、常勤職員数の抑制を図る。		
・各種の文書情報については、可能な限り電子化等を推進する。 ・業務の電子化等を推進し、効率的な業務運営体制とすること。		



中 期 目 標	中 期 計 画	中期目標期間（平成16年度～20年度）の実績報告						事業年度評価結果					
		H16	H17	H18	H19	H20	中期目標期間の評価	H16	H17	H18	H19	H20	中期目標期間の評価
(2) 業務運営の効率化に伴う経費節減等	(2) 業務運営の効率化に伴う経費節減等	ア 不断の業務改善及び効率的運営に努めることも、中期目標終了時までには、中期目標費（退職手当による給与水準等により、一般管理費（退職手当を除く。）に係る中期計画予算は、中期目標期間終了時ににおいて以下の節減額を達成したこと。①平成15年度と比べて1.5%程度の額。②法律改正や制度の見直し等に伴い平成16年度から発生する一般管理制度については、平成16年度と比べて1.2%程度の額。③改正薬事法が平成17年度に施行されることは、平成17年度と比べて一般管理制度に係る費用は、平成17年度から発生する「科学技術の振興及び成果の社会への還元に向けた制度改正について」（平成18年1月25日。以下「総合科芸会議の意見見具申」という。）に基づき、承認審査の迅速化に取り組むことについては、平成17年度と比べて9%程度の額を節減する。「科学技術の振興及び成果の社会への還元（平成18年1月25日。以下「総合科芸会議の意見見具申」という。）に基づき、承認審査の迅速化に取り組むことについては、平成19年度から発生する一般管理制度の額を、平成19年度と比べて3%程度の額を節減すること。	ア 不断の業務改善及び効率的運営に努めることも、中期目標終了時までには、中期目標費（退職手当による給与水準等により、一般管理費（退職手当を除く。）に係る中期計画予算は、中期目標期間終了時ににおいて以下の節減額を達成したこと。①平成15年度と比べて1.5%程度の額。②法律改正や制度の見直し等に伴い平成16年度から発生する一般管理制度については、平成16年度と比べて1.2%程度の額。③改正薬事法が平成17年度に施行されることは、平成17年度と比べて一般管理制度に係る費用は、平成17年度から発生する「科学技術の振興及び成果の社会への還元に向けた制度改正について」（平成18年1月25日。以下「総合科芸会議の意見見具申」という。）に基づき、承認審査の迅速化に取り組むことについては、平成17年度と比べて9%程度の額を節減する。「科学技術の振興及び成果の社会への還元（平成18年1月25日。以下「総合科芸会議の意見見具申」という。）に基づき、承認審査の迅速化に取り組むことについては、平成19年度から発生する一般管理制度の額を、平成19年度と比べて3%程度の額を節減すること。	イ 業務運営の効率化を図ることにより、中期目標終了時までには、中期目標費（給付関係経費を除く。）に係る中期計画期間の終了時において以下の通り節減額と比べて5%程度の額を見込んでいる。①平成15年度と比べて4%程度の額が平成16年度から発生する事業費については、平成17年度と比べて4%程度の額が平成16年度から発生する事業費については、平成17年度と比べて3%程度の額が平成19年度から発生する事業費については、平成19年度と比べて1%程度の額を削減すること。	イ 業務運営の効率化を図ることにより、中期目標終了時までには、中期目標費（給付関係経費を除く。）に係る中期計画期間の終了時において以下の通り節減額と比べて5%程度の額を見込んでいる。①平成15年度と比べて4%程度の額が平成16年度から発生する事業費については、平成17年度と比べて4%程度の額が平成16年度から発生する事業費については、平成17年度と比べて3%程度の額が平成19年度から発生する事業費については、平成19年度と比べて1%程度の額を削減すること。	① 平成16年度より、一定の要件に該当する常勤職員の定期昇給を停止するとの旨とともに、中期目標終了時までには、中期目標費（退職手当を除く。）に係る中期計画予算は、中期目標期間終了時ににおいて以下の節減額を達成したこと。② 一般管理制度の予算では、中期目標期間の終了時に平成16年度（平成16年度：9%）と比べて1.5%程度の額を削減する。それぞれ達成した新規人事等の導入に入した。③ 予算を踏まえ、一層の一般管理制度の効率化を実施していった。特に平成19年度に閣議決定された「独立行政法人整合理事会による中期計画の策定に係る基本方針」に沿って、「随意契約見直し計画」を策定し公表した。その見直し計画に基づき、「随意契約見直し計画」を策定し公表した。その後、一般管理制度の効率化対象予算を作成を行った。	① 予算を踏まえ、一層の一般管理制度の効率化を実施していった。特に平成19年度に閣議決定された「独立行政法人整合理事会による中期計画の策定に係る基本方針」に沿って、「随意契約見直し計画」を策定し公表した。その後、一般管理制度の効率化対象予算を作成を行った。	② 予算を踏まえ、より以上の事業費の節減を図るために、「随意契約見直し計画」に基づき、「随意契約見直し計画」を策定し公表した。その後、一般管理制度の効率化対象予算を作成を行った。	③ 予算を踏まえ、より以上の事業費の節減を図るために、「随意契約見直し計画」に基づき、「随意契約見直し計画」を策定し公表した。その後、一般管理制度の効率化対象予算を作成を行った。				
								A.3.94	A.3.88	A.3.85	A.3.85	A.3.94	

③ 平成19年度に策定した「随賄契約見直し計画」の対象案件については、平成19年度及び平成20年度とともに、全て一般競争入札に移行したほか、契約全般にわたりて入札化を促進した。

競争入札の状況		19年度		20年度		増減	
		件数	率(%)	件数	率(%)	件数	率(%)
一般競争入札、 (企画競争、公募含む)		6,612件	33.5%	10,011件	47.0%	3,546件	13.5%
競争性のない、 競争的要件		1,311件	66.5%	1,144件	53.0%	△177件	△13.5%
うち競争入札移行に なじまない、事務所情 況に係るものと併く 件数		1,044件	52.8%	911件	42.3%	△134件	△10.5%
合計		19,713件		21,546件		1,833件	
入札化による 削減効果		19年度		20年度		2.4億円	
		2.3億円		2.0年度			

副作用拠出金、感染拠出金及び安全対策等、  
拠出金の業者品目データ等の一元管理等を行  
うことにより、業務の効率化を推進すること。  
(拠出金の徴収及び管理は、No.4)

カ・現行の副作用拠出金の徵収管理システムを改修し、新規業務である感染拠出金及び安全対策等拠出金をデジタル化して活用するこににより、情報入出金及び未申告者によるものも監視を図る。

また、各拠出金ごとに、算定基準取引額の計額を申告する。

- データは蓄積して財政再計算における検討に活用する等業務の効率化を図る。

- 副作用授出金及び感染拡出金の収納率を99%以上とする。  
※過去5年間の副作用授出金の収納率の平均

- ・安全対策等規制出金については、制度の普及を目的として、中期目標に伴い、制度の普及を促進する。  
図定期間終了時までに、副作用とする。  
同様の収容料の徴収が行われる。

エ 日闇議決定第2項(2)工事に基づく取組を実施する方針」(平成17年1月24日)を踏まえ、効率的運営に努め、中期の人件費から、5%以上の削減を行う。当該中期目標期間においては、中期目標期間においても、3%以上の削減を行いつつ、中期目標期間における人件費の削減を実現する。  
（2）工事に基づく取組を実施する方針」(平成17年1月24日)を踏まえ、効率的運営に努め、中期の人件費から、5%以上の削減を行う。当該中期目標期間においては、中期目標期間においても、3%以上の削減を行いつつ、中期目標期間における人件費の削減を実現する。  
（2）工事に基づく取組を実施する方針」(平成17年1月24日)を踏まえ、効率的運営に努め、中期の人件費から、5%以上の削減を行う。当該中期目標期間においては、中期目標期間においても、3%以上の削減を行いつつ、中期目標期間における人件費の削減を実現する。

「行政改革の重要な方針」を踏まえ、各種人件費削減策を着実に進めることにより目標の削減率を達成した。  
【平成18年度】  
一定の目標に該当する常勤職員の定期昇給の停止や新規採用者を若手とするなどによって、員員の人件費を除いても、約2.7%の削減が図られた。  
【平成19年度】  
ことことができたこと等により、員員の人件費が削減された。  
【平成19年度】  
新規採用者の導入等により、平成19年度における人件費については、約3.3%の削減。  
【平成20年度】  
新規採用者の導入等により、平成19年度一人当たりの入件費)が図られた。

1

## 総入会費改革の取り組み状況

年 度 (基準年度)	17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
一人当たり入会費単価	⑧ 8,280.9 千円	⑨ 8,056.5 千円	⑩ 8,051.6 千円	⑪ 7,787.3 千円
入会費削減率 (一人当たり入会費)	△ 2.7 %	△ 2.8 %	△ 6.0 %	
入会費削減率補正値 (一人当たり入会費)	△ 2.7 %	△ 3.3 %	△ 6.6 %	

※ 補正值とは、人事院勧告相当分を除いて計算した値である。

中 期 目 標	中 期 計 画	中 期 目 標 期間 (平成 16 年度～20 年度) の実績報告	事業年度評価結果						中期目標の評価面
			H16	H17	H18	H19	H20		
((2) 業務運営の効率化に伴う経費削減等)									
ウ 副作用拠出金、感染拠出金及び安全対策等を改修し、新規業務である感染拠出金及び各品目等によるデータベース化して活用することによる、輸入業者及び未納業者の管理等を図る。		<p>○ 副作用拠出金の徴収管理システムを改修し、感染拠出金及び安全対策等を改修し、感染拠出金及び安全対策等を改修し、新規業務である感染拠出金及び各品目等による、輸入業者及び未納業者の管理等を図った。</p> <p>○ 各拠出金を一元的に徴収管理する拠出金徴収管理システムについて、新規業務のデータを自動処理できるように改修を行った。また、各拠出金申告額のデータの登録が容易に行えるようにした。</p> <p>○ 副作用拠出金の徴収データの登録が容易に行われるよう、財政再計算における拠出金率の検討に活用する等業務の効率化を行った。</p> <p>○ 副作用拠出金及び感染拠出金の収納率は、平成16年度から平成20年度において、中期計画で設定した数値目標を達成した。</p> <p>○ 安全対策等拠出金の収納率は、平成16年度から平成19年度の間にかけて、副作用拠出金及び感染拠出金の収納率とともに同程度の成果を達成しました。平成20年度には、99%に達し、副作用拠出金及び感染拠出金の数値目標である99%以上をクリアした。</p>							
((2) 業務運営の効率化に伴う経費削減等)									
ウ 副作用拠出金、感染拠出金及び安全対策等を改修し、新規業務である感染拠出金及び各品目等による、輸入業者及び未納業者の管理等を図ることにより、業務の効率化を推進すること。		<p>・副作用拠出金ごとに算定基礎取扱額の計算シートを作成するにより拠出金申告額のデータを簡易化するようになる。</p> <p>・データは蓄積して財政再計算における拠出金率の検討に活用する等業務の効率化を図る。</p> <p>・過去5年間の副作用拠出金の収納率は、約99%以上とする。</p> <p>・安全対策等拠出金については、制度の普及を図るなどもに納入業者の管理及び徹底し、中期目標期間終了時までに、副作用拠出金と同様の収納率を目指すものとする。</p>							

[平成16年度各拠出金収納率]					
区分	対象者	納付者数(件)	収納率(%)	収納額(百万円)	拠出金額(百万円)
副作用 拠出 金	製造販売業 者 計	10,562	10,562	93.3%	100%
感染 拠出 金	製造販売業 者 計	11,495	11,383	99.0%	2,844
安全 対策 等 拠出 金	製造販売業 者 計	3,925	3,925	100%	554
	計	10,662	10,541	98.5%	1,091
	計	14,587	13,617	93.4%	1,101

【平成17年度各拠出金収納実績】

区分	対象者(件)	納付者数(件)	収納率(%)	拠出金額(百万円)
副作用 拠出金	製造販売業 業局	787	787	100% 2,923
	計	10,037	9,903	99.6% 10
感染拠出金	製造販売業 業局	105	105	100% 553
安全対策等 拠出金	製造販売業 業局	3,178	2,962	93.8% 1,143
	計	10,037	9,987	99.5% 10
		13,215	12,959	98.1% 1,153

【平成18年度各拠出金収納実績】

区分	対象者(件)	納付者数(件)	収納率(%)	拠出金額(百万円)
副作用 拠出金	製造販売業 業局	778	778	100% 3,240
	計	9,002	8,968	99.6% 9
感染拠出金	製造販売業 業局	101	101	100% 556
安全対策等 拠出金	製造販売業 業局	3,344	3,180	95.1% 1,211
	計	9,002	8,960	99.5% 9
		12,346	12,140	98.3% 1,220

【平成19年度各拠出金収納実績】

区分	対象者(件)	納付者数(件)	収納率(%)	拠出金額(百万円)
副作用 拠出金	製造販売業 業局	762	762	100% 3,049
	計	8,346	8,309	99.6% 8
感染拠出金	製造販売業 業局	9,108	9,071	99.6% 3,057
安全対策等 拠出金	製造販売業 業局	3,326	3,094	93.0% 574
	計	8,346	8,297	99.4% 8
		11,672	11,391	97.6% 1,227

【平成20年度各拠出金収納実績】

区分	対象者(件)	納付者数(件)	収納率(%)	拠出金額(百万円)
副作用 拠出金	製造販売業 業局	753	752	99.3% 3,722
	計	8,047	8,015	99.6% 8
感染拠出金	製造販売業 業局	8,800	8,767	99.6% 3,730
安全対策等 拠出金	製造販売業 業局	197	197	100% 620
	計	8,047	8,013	99.1% 8
		11,176	11,066	99.0% 1,232

中 期 目 標	中 期 計 画	中 期 目 標期間 (平成16年度～20年度) の実績報告	事業年度評価結果						中期目標 期間の評価																														
			H16	H17	H18	H19	H20																																
(3) 国民に対するサービスの向上	(3) 国民に対するサービスの向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般消費者などからの相談や苦情に対する体制の充実強化を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 一般相談窓口の運用の開始、FAXによる又はホームページ上からの相談や苦情に対する体調の充実強化を図った。</li> <li>・PMDAに寄せられた相談等への対応方法及び寄せられた意見を業務改善につなげるための検討方法を定めた「一般相談等対応方針」に基づき、平成16年度から一般相談窓口を運用した。また、相談者の利便性の向上を図るため、平成17年度から昼夜休みを含めた対応を実施している。</li> </ul>																																				
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>照会・相談</th> <th>苦情</th> <th>意見・要望</th> <th>その他</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成16年度</td> <td>209件</td> <td>7件</td> <td>2件</td> <td>219件</td> </tr> <tr> <td>平成17年度</td> <td>2,344件</td> <td>6件</td> <td>3件</td> <td>2,353件</td> </tr> <tr> <td>平成18年度</td> <td>2,387件</td> <td>3件</td> <td>4件</td> <td>2,394件</td> </tr> <tr> <td>平成19年度</td> <td>2,711件</td> <td>56件</td> <td>45件</td> <td>2,821件</td> </tr> <tr> <td>平成20年度</td> <td>2,522件</td> <td>1件</td> <td>99件</td> <td>0件</td> <td>2,622件</td> </tr> </tbody> </table>	照会・相談	苦情	意見・要望	その他	合計	平成16年度	209件	7件	2件	219件	平成17年度	2,344件	6件	3件	2,353件	平成18年度	2,387件	3件	4件	2,394件	平成19年度	2,711件	56件	45件	2,821件	平成20年度	2,522件	1件	99件	0件	2,622件	A 3.56	B 3.38	A 3.88	A 3.85	A 3.69
照会・相談	苦情	意見・要望	その他	合計																																			
平成16年度	209件	7件	2件	219件																																			
平成17年度	2,344件	6件	3件	2,353件																																			
平成18年度	2,387件	3件	4件	2,394件																																			
平成19年度	2,711件	56件	45件	2,821件																																			
平成20年度	2,522件	1件	99件	0件	2,622件																																		
			<p>・PMDA来訪者が意見・要望・苦情等を発信できるようにし、それらを業務運営の改善のための参考として活用するため設置している。さらに、受付を開始し、さらには、PMDAホームページ上による受付を開始し、PMDAに対する意見・要望をより容易に発信できるようにした。</p> <p>・申請者から新医薬品、新医療機器の審査進捗状況に関する問い合わせがある場合は、担当部長による面談を実施し、次の一括して等が行われた場合には、担当部長(再度の不服申立て等の面談を実施する際は安全督査課)が直接検討を行つた。(各年段階までの見込み期間等を説明する取り扱いを行つた。)</p> <p>・申請者からPMDAにおける審査等業務及び安全対策業務に関する不服申立て等が行われた場合には、担当部長(再度の不服申立て等の見込み期間等を説明する取り扱いを行つた。)が直接検討を行つた。</p>																																				
			<p>① PMDAの業務実績等については、各年度の業務実績をとりまとめた「業務報告」を作成。運営評議会資料として活用するとともに、独立行政法人制度における内部監査の参考資料として提出した。また、冊子化し、関係機関等へ配布することも、同内容をホームページ上に掲載した。</p> <p>② 平成17年度から19年度にPMDAが開催した「医薬品医療機器国民フォーラム」に関する議事録等をPMDAホームページに掲載した。</p>																																				
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務内容及びその成果について、本機構のホームページにおいて適宜、公表するとともに、広報誌においても公表する。</li> </ul>																																				
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・独立行政法人制度に基づく外部監査や会計監査を実施し、その結果を公表する。</li> <li>・支出面の透明性を確保するため、審査手数料及び支出手数料の実績等、財務状況についても公表する。</li> </ul>																																				
			<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各事業年度決算について、ホームページ上に掲載した(平成19年度より)。</li> <li>○ 各事業年度決算について、ホームページ上において公表した。</li> </ul>																																				

中 期 目 標	中 期 計 画	中期目標期間（平成16年度～20年度）の実績報告	事業年度評価結果					中期目標評価
			H16	H17	H18	H19	H20	
第3 部門毎の業務運営の改善に関する事項及び国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	第2 部門毎の業務運営の改善に関する事項及び民間に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項に係る目標を達成するためにとるべき措置							
1 健康被害救済給付業務	健康被害救済給付業務について、医薬品副作用被害制度及び生物由来製品感覚等被害救済制度（以下「救済制度」という。）をより多くの方々に周知し、適切に運用するなどもによる医薬品による感染等による健康被害行用を受けられた方々を介し、適正かつ迅速な救済を行うため、以下の措置をとることとする。							
1 健康被害救済給付業務	健康被害救済給付業務については、医薬品副作用被害制度及び生物由来製品感覚等被害救済制度（以下「救済制度」という。）をより多くの方々に周知し、適切に運用するなどもによる医薬品による感染等による健康被害行用を受けられた方々を介し、適正かつ迅速な救済を行うため、以下の措置をとることとする。							
	(1) 制度に関する情報提供の拡充及び見直しによる目標を達成するためにとるべき措置							
	ア 平成16年度中にホームページ等において、給付事例、業務統計等の公表を行う。	○ 救済制度に係る支給・不支給事例について、平成16年度においては、平成20年度においては、平成4四半期までに決定された分について、公表した。また、業務統計については、平成20年度上半期（10月末）までの業務実績等を公表した。	A 3.67	A 3.67	A 3.88	A 4.00	A 4.42	A 3.93
	イ・パンフレット及び請求手引の改善、インターネットを通じた情報提供の内容の改善、等、情報を受け手にとつての使い易さ・分かりやすさといつての観点で情報提供の実施方法について見直しを行う。	① 「ご存知ですか？健康被害救済制度」等を作成し配布するとともに、ホームページからはホームページ版（PDF形式）及び冊子を要約した動画を配信し、より使いやすくした。 ② 平成18年度には、副作用救済に関する請求書の記載要領を作成し、平成20年度とともに、副作用救済に関する診断書の記載要領を作成し、記載要領を見直すとともに、副作用救済に関する診断書の記載要領を作成し、医師等にとって記入しやすくなるよう改善を図った。	A 3.67	A 3.67	A 3.88	A 4.00	A 4.42	A 3.93
	(1) 制度に関する情報提供の拡充及び見直しによる目標を達成するためにとるべき措置	○ 平成16年度により、請求書の書式等をホームページからダウンロードできるようになる。また、平成18年度より、パンフレットに請求書の書式等がダウンロードできるURLを掲載し、より使いやすくなった。	A 3.67	A 3.67	A 3.88	A 4.00	A 4.42	A 3.93
	ア 度運営の透明化を図ること。	○ ホームページの掲載内容をより充実し、ホームページへのアクセス件数を中期目標期間終了時までに、平成15年度と比べて20%程度増加させること。	A 3.67	A 3.67	A 3.88	A 4.00	A 4.42	A 3.93
	イ 事業を暮らし、業務の効率化を図ること。							

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
HPアクセス件数	35,726	41,947	37,655	51,810	63,043	67,711
平成15年度比	/	17%増	5%増	45%増	79%増	90%増

(2) 制度周知のための広報活動の積極的実施	(2) 制度周知のための広報活動の積極的実施に係る目標を達成するためには、 ・教済制度について、効果的な広報を検討し、積極的に実施する。  ・新聞広報等の媒体を活用し、より多くの方に、引き続き教済制度の周知を図ること。  ・医療関係者に対し制度の普及や理解を得ることに努める。	(2) 制度周知のための広報活動の積極的実施に係る目標を達成するためには、 ・教済制度について、効果的な広報を検討し、積極的に行なう。  ○ 広告会社等を活用し、健康被害教済制度を分かりやすく解説した冊子による広報インナーネットによる広報及び都道府県等ホームページ等による広報を実施した。(各年度) ○ 薬科大学、薬学部、臨床研修病院、看護師養成施設等に冊子及びDVDの配付を行うとともに、外部専門家を活用して、企画競争を行い、新聞、交通(電車)、ラジオCMによる広報を実施した。(平成20年度)	(2) 制度周知のための広報活動の積極的実施に係る目標を達成するためには、 ・新聞や政府広報等の媒体を活用するとともに、平成17年度より関係団体の協力を得て、専門誌や一般用医薬品の外報を利用した広報活動を実施した。  ○ 専門誌への広報や医学会等に参画し、パンフレット配布、発表等を行った。	(2) 制度周知のための広報活動の積極的実施に係る目標を達成するためには、 ・相談窓口を拡充し、教済制度の給付手続きに関する相談を広く国民に周知すること。  ○ 相談窓口に専任の職員を配置し、制度利用に関する相談や副作用給付や感染給付手続きに関する体制を専門に受け付ける相談窓口に受け付ける体制を充実させる。
(3) 相談窓口の拡充	(3) 相談窓口の拡充 相談窓口を拡充し、教済制度の給付手続きに関する相談を広く受け付ける体制を充実させること。	(3) 相談窓口の拡充に係る目標を達成するために取るべき措置 相談窓口に専任の職員を配置し、制度利用に関する相談や副作用給付や感染給付手続きに関する体制を専門に受け付ける相談窓口を充実させる。	(3) 相談窓口に専任の職員を配置するなどとともに、平成17年度からはフリーダイヤルを導入して、制度利用や給付手続きに関する相談窓口に専任の職員を配置するとして実施した。 また、平成20年度からは、携帯電話や公衆電話からもフリーダイヤルが利用できるようにして、利用者にとって制度や給付手続きに関する相談がしやすい環境を整えた。	(3) 相談窓口に係る目標を達成するためには、 ・このように体制を充実させる中で、年間相談件数を中期目標期間終了時までに、平成15年度と比べて20%程度増加させる。  ○ 制度の普及について積極的な広報活動を行うことにより、目標を上回ることができた。

中 期 目 標	中 期 計 画	中 期 目 標 期 間 (平成 16 年度～20 年度) の 実 績 報 告	事業年度評価結果					
			H16	H17	H18	H19	H20	中期目標 期間の評価
(4) 情報のデータベース化による一元管理	(4) 情報のデータベース化による一元管理に係る目標を達成するためにるべき措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>副作用救済給付業務に関する情報、特に原因薬・副効果等に関する情報のデータベースをより使いやすいものに改修する。</li> <li>新たに始まる感染救済給付業務については、副作用救済給付業務のシステムを活用し、効率的なシステムを構築する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 18 年度より開発に着手した原因薬や副作用疾患名等に関する情報を、データを機械的分析し、統計的な解析により副作用発症の傾向や相関関係を探ることが出来る「救済給付データベース統合・解析システム」の第 1 次開発を平成 19 年度に終了し、第 2 次開発が平成 20 年度末に終了した。</li> <li>平成 18 年度より開発に着手した原因薬や副作用疾患名等に関する情報を、データを機械的分析し、統計的な解析により副作用発症の傾向や相関関係を探ることが出来る「救済給付データベース統合・解析システム」の第 1 次開発を平成 19 年度に終了し、第 2 次開発が平成 20 年度末に終了した。</li> </ul>	C 2.44	B 3.00	S 4.50	A 4.13	A 4.00
(5) 事実関係の調査等による請求事業の迅速な処理に係る目標を達成するにるべき措置	(5) 事実関係の調査等による請求事業の迅速な処理に係る目標を達成するにるべき措置	<p>ア 欲賄給付の請求事業の迅速な処理を図ること。</p> <p>イ 請求を受け、厚生労働大臣に医学的事実に関する判断を申し出るに当たり、請求内容の事実関係を調査・整理する。</p>	<p>① 請求事業の迅速な処理をより一層進めるために、厚生労働省と調整を行なう。平成 18 年度より標準的の事務処理期間を 8 ヶ月とし、適切な役割分担を行なう。</p> <p>② 厚生労働省の請求事業の運営をより一層進めるために、厚生労働省と調整を行なう。平成 18 年度より標準的の事務処理期間を 8 ヶ月とし、適切な役割分担を行なう。</p> <p>③ 厚生労働省の請求事業の運営をより一層進めるために、厚生労働省と調整を行なう。平成 18 年度より標準的の事務処理期間を 8 ヶ月とし、適切な役割分担を行なう。</p>		<p>イ 請求事業の迅速な処理をより一層進めるために、厚生労働省と調整を行なう。平成 18 年度より標準的の事務処理期間を 8 ヶ月とし、適切な役割分担を行なう。</p> <p>イ 請求事業の迅速な処理をより一層進めるために、厚生労働省と調整を行なう。平成 18 年度より標準的の事務処理期間を 8 ヶ月とし、適切な役割分担を行なう。</p> <p>イ 請求事業の迅速な処理をより一層進めるために、厚生労働省と調整を行なう。平成 18 年度より標準的の事務処理期間を 8 ヶ月とし、適切な役割分担を行なう。</p>	<p>① 請求事業の迅速な処理をより一層進めるために、厚生労働省と調整を行なう。平成 18 年度より標準的の事務処理期間を 8 ヶ月とし、適切な役割分担を行なう。</p> <p>② 厚生労働省の請求事業の運営をより一層進めるために、厚生労働省と調整を行なう。平成 18 年度より標準的の事務処理期間を 8 ヶ月とし、適切な役割分担を行なう。</p> <p>③ 厚生労働省の請求事業の運営をより一層進めるために、厚生労働省と調整を行なう。平成 18 年度より標準的の事務処理期間を 8 ヶ月とし、適切な役割分担を行なう。</p>	<p>イ 請求事業の迅速な処理をより一層進めるために、厚生労働省と調整を行なう。平成 18 年度より標準的の事務処理期間を 8 ヶ月とし、適切な役割分担を行なう。</p> <p>イ 請求事業の迅速な処理をより一層進めるために、厚生労働省と調整を行なう。平成 18 年度より標準的の事務処理期間を 8 ヶ月とし、適切な役割分担を行なう。</p> <p>イ 請求事業の迅速な処理をより一層進めるために、厚生労働省と調整を行なう。平成 18 年度より標準的の事務処理期間を 8 ヶ月とし、適切な役割分担を行なう。</p>	<p>イ 請求事業の迅速な処理をより一層進めるために、厚生労働省と調整を行なう。平成 18 年度より標準的の事務処理期間を 8 ヶ月とし、適切な役割分担を行なう。</p> <p>イ 請求事業の迅速な処理をより一層進めるために、厚生労働省と調整を行なう。平成 18 年度より標準的の事務処理期間を 8 ヶ月とし、適切な役割分担を行なう。</p> <p>イ 請求事業の迅速な処理をより一層進めるために、厚生労働省と調整を行なう。平成 18 年度より標準的の事務処理期間を 8 ヶ月とし、適切な役割分担を行なう。</p>

<p>② 支給・不支給の決定件数のうち、標準的事務処理期間内に決定した件数の割合である達成率は、平成18年度以降に大幅に改善した。</p>																																																		
<p style="text-align: center;">【副作用損害救済の実績】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding: 2px;">年 度</th> <th style="text-align: left; padding: 2px;">平成15年度</th> <th style="text-align: left; padding: 2px;">平成16年度</th> <th style="text-align: left; padding: 2px;">平成17年度</th> <th style="text-align: left; padding: 2px;">平成18年度</th> <th style="text-align: left; padding: 2px;">平成19年度</th> <th style="text-align: left; padding: 2px;">平成20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: left; padding: 2px;">請求件数</td> <td style="text-align: left; padding: 2px;">793件</td> <td style="text-align: left; padding: 2px;">769件</td> <td style="text-align: left; padding: 2px;">760件</td> <td style="text-align: left; padding: 2px;">748件</td> <td style="text-align: left; padding: 2px;">908件</td> <td style="text-align: left; padding: 2px;">928件</td> </tr> <tr> <td style="text-align: left; padding: 2px;">決定件数</td> <td style="text-align: left; padding: 2px;">565件</td> <td style="text-align: left; padding: 2px;">633件</td> <td style="text-align: left; padding: 2px;">1,035件</td> <td style="text-align: left; padding: 2px;">855件</td> <td style="text-align: left; padding: 2px;">855件</td> <td style="text-align: left; padding: 2px;">919件</td> </tr> <tr> <td style="text-align: left; padding: 2px;">未下付件数(内訳)</td> <td style="text-align: left; padding: 2px;"></td> <td style="text-align: left; padding: 2px;">2件</td> <td style="text-align: left; padding: 2px;">1件</td> <td style="text-align: left; padding: 2px;">4件</td> <td style="text-align: left; padding: 2px;">0件</td> <td style="text-align: left; padding: 2px;">2件</td> </tr> <tr> <td style="text-align: left; padding: 2px;">處理中件数*</td> <td style="text-align: left; padding: 2px;">820件</td> <td style="text-align: left; padding: 2px;">956件</td> <td style="text-align: left; padding: 2px;">681件</td> <td style="text-align: left; padding: 2px;">624件</td> <td style="text-align: left; padding: 2px;">677件</td> <td style="text-align: left; padding: 2px;">684件</td> </tr> <tr> <td style="text-align: left; padding: 2px;">達成率**</td> <td style="text-align: left; padding: 2px;">17.6%</td> <td style="text-align: left; padding: 2px;">14.5%</td> <td style="text-align: left; padding: 2px;">12.7%</td> <td style="text-align: left; padding: 2px;">65.3%</td> <td style="text-align: left; padding: 2px;">74.2%</td> <td style="text-align: left; padding: 2px;">74.3%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: left; padding: 2px;">処理期間(中央値)</td> <td style="text-align: left; padding: 2px;">10.6月</td> <td style="text-align: left; padding: 2px;">12.4月</td> <td style="text-align: left; padding: 2px;">11.2月</td> <td style="text-align: left; padding: 2px;">6.6月</td> <td style="text-align: left; padding: 2px;">6.4月</td> <td style="text-align: left; padding: 2px;">6.5月</td> </tr> </tbody> </table> <p>*「處理中件数」とは、各年度末時点の数値。 **「達成率」とは、当該年度中に決定されたもののうち、8ヶ月以内に處理できだものの割合。</p>		年 度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	請求件数	793件	769件	760件	748件	908件	928件	決定件数	565件	633件	1,035件	855件	855件	919件	未下付件数(内訳)		2件	1件	4件	0件	2件	處理中件数*	820件	956件	681件	624件	677件	684件	達成率**	17.6%	14.5%	12.7%	65.3%	74.2%	74.3%	処理期間(中央値)	10.6月	12.4月	11.2月	6.6月	6.4月	6.5月
年 度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度																																												
請求件数	793件	769件	760件	748件	908件	928件																																												
決定件数	565件	633件	1,035件	855件	855件	919件																																												
未下付件数(内訳)		2件	1件	4件	0件	2件																																												
處理中件数*	820件	956件	681件	624件	677件	684件																																												
達成率**	17.6%	14.5%	12.7%	65.3%	74.2%	74.3%																																												
処理期間(中央値)	10.6月	12.4月	11.2月	6.6月	6.4月	6.5月																																												

中 期 目 標	中 期 計 画	中 期 目 標 期 間 (平成 16 年度～20 年度) の 実 績 報 告	事 業 年 度 評 価 結 果						中 期 目 標 期 間 の 評 価
			H16	H17	H18	H19	H20		
(6) 部門間の連携を通じた適切な情報伝達の推進	(6) 部門間の連携を通じた適切な情報伝達の推進 に係る目標を達成するためにとるべき措置 機関内の各部門との連携を図り、特に救済業務における給付事例を安全対策部門に適切に情報提供すること。	○ 個人情報を除いたうえで、制作用救済付及び感染救済付に関する支給・不支給決定情報等を安全対策部門へ提供した。							
(7) 被害実態等に関する調査の実施に関する検討	(7) 被害実態等に関する調査の実施に関する検討 に係る目標を達成するためにとるべき措置 救済給付受給者の被害実態等について平成16年度中に検討結果を踏まえ、その内容、対象者等その実施方法について平成17年度中に検討を行い、その検討結果を踏まえ、平成17年度中に被害実態等に関する調査を行うこと。	○ 平成16年度に「医薬品による被害実態調査検討会」を開催し、「医薬品の副作用による健康被害実態調査」(平成18年3月公表)を実施した。 この調査結果が踏まえ、障害者のための一般施策では必ずしも支援が十分でないサービス提供の在り方等を検討するための資料を得るために必要なサービス提供の在り方等を実施している。関係者の意見を聞きながら検討を進め、新たな保健福祉事業として「精神面などに関する相談事業」の実施を、第2期中期計画に盛り込んだ。(平成20年度)	A 3.78	A 3.67	A 3.75	A 3.63	A 3.57	A 3.68	

中期目標	中期計画	中期目標期間（平成16年度～20年度）の実績報告	事業年度評価結果					中期目標期間の評価																																				
			H16	H17	H18	H19	H20																																					
(8) スモン患者及び血液製剤によるHIV感染者等に対する受託支払業務等の適切な実施	(8) スモン患者及び血液製剤によるHIV感染者等に対する受託支払業務等の適切な実施に係る目標を達成するためにとるべき措置 スモン患者及び血液製剤によるHIV感染者等に対する受託支払業務等を適切に実施すること。 答に基づき、適切に業務を行う。	① 受託支払業務について、個人情報に特に配慮し、委託契約の内容に基づき、健康管理手当等の支払業務を適切に実施した。  <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成16年度</th> <th>平成17年度</th> <th>平成18年度</th> <th>平成19年度</th> <th>平成20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受給者数(人)</td> <td>2,598</td> <td>2,504</td> <td>2,381</td> <td>2,269</td> <td>2,180</td> </tr> <tr> <td>支払額(千円)</td> <td>1,829,332</td> <td>1,757,774</td> <td>1,683,500</td> <td>1,601,134</td> <td>1,531,745</td> </tr> </tbody> </table> ② 受託給付業務について、個人情報に特に配慮し、委託契約の内容に基づき、健康管理制度費用等の支払業務を適切に実施した。  <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成16年度</th> <th>平成17年度</th> <th>平成18年度</th> <th>平成19年度</th> <th>平成20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人数(人)</td> <td>772</td> <td>762</td> <td>741</td> <td>724</td> <td>710</td> </tr> <tr> <td>支払額(千円)</td> <td>567,752</td> <td>560,023</td> <td>553,331</td> <td>560,737</td> <td>538,222</td> </tr> </tbody> </table>		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	受給者数(人)	2,598	2,504	2,381	2,269	2,180	支払額(千円)	1,829,332	1,757,774	1,683,500	1,601,134	1,531,745		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	人数(人)	772	762	741	724	710	支払額(千円)	567,752	560,023	553,331	560,737	538,222	A 3.70	A 3.50	A 3.75	A 3.78	A 3.71	A 3.70
	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度																																							
受給者数(人)	2,598	2,504	2,381	2,269	2,180																																							
支払額(千円)	1,829,332	1,757,774	1,683,500	1,601,134	1,531,745																																							
	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度																																							
人数(人)	772	762	741	724	710																																							
支払額(千円)	567,752	560,023	553,331	560,737	538,222																																							
(9) 特定ファイブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染者に対する特定給付業務等の適切な実施	(9) 特定ファイブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染者に対する特定給付業務等の適切な実施	③ 特定ファイブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染者に対する給付業務等の適切な実施に係る目標を達成するためにとるべき措置 特定ファイブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染者に対する給付業務等を適切に実施すること。	○ 平成20年1月16日より特定ファイブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染者に対する給付業務等が成立した感染者被害者等に対する個人情報に特に配慮し、裁判上の和解等が成立した感染者被害者等に対する給付金の支給 ・アリーダイヤルによる相談窓口における給付金支給手続き等に関する相談業務を適切に実施した。	A 3.78	A 3.75	A 3.75	A 3.78	A 3.70																																				



このため、平成16年4月1日以降の申請に係る審査業務に、「その年に承認された審査事務処理期間（「処理時間」）をいかんともしく短縮目標（大幅な制度変更、社会情勢の変化など例外的な場合を除く通常時における目標）を設定し、業務の改善を図ること。また、効率的な審査体制を確立すること。

・新医薬品については、中期目標期間を通じて、審査事務処理期間1ヶ月を70%以下に、中期目標期間終了時には80%について達成する。

① 新医薬品の審査業務については、各審査チーム間の整合性を図るとして、審査業務の実施方法、審査等の内容に基づき業務を実施し、審査担当者に下記の審査実績要綱（審査事務処理期間目標の達成状況を集計し、周知した。）を周知した。（毎年度）

② 新医薬品審査の透明性を向上させ、その進捗をより的確に管理するため、平成17年度からメトリクス管理制度（審査事務処理期間の管理）を導入し、目標達成に向けて、適切に処理を進めた。

#### 【新医薬品の承認状況】

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度		平成20年度
				うち平成16年度以降申請分**	うち平成16年度以降申請分***	
承認件数 審査期間 (中央値)	49件 (8.6月) [55%]	60件 (12.0月) [50%]	24件 (8.6月) [83%]	77件 (13.7月) [39%]	49件 (10.6月) [59%]	81件 (10.6月) [54%]
承認件数 審査期間 (中央値)	13.5月	22.4月	16.2月	* 21.7月	*	79件 [60%] [70%]

注：「」内の%は、申請から12ヶ月以内に、審査を終了した件数の割合。

\* 年間の目標の対象外である平成16年3月以前申請分も含んだ数値。

\*\* 平成17年度、平成18年度、平成19年度、平成20年度のうち、平成16年4月以降の申請分を対象としたものの再掲。


【新医薬品の審査状況】

	件数*	承認済み	取り下げ	審査中
平成16年3月31日以前のもの	139	106(2)	26(1)	7[△3]
平成16年度	87	78(1)	9(0)	0[△1]
平成17年度	57	49(8)	6(0)	2[△8]
平成18年度	101	78(37)	8(1)	15[△38]
平成19年度	87 (△4)**	28(24)	7(7)	52[△31]
平成20年度	82	7(7)	1(1)	74[△74]
計	553	346(79)	57(10)	150[△71]

\*) 件数とは、部会審議品目及び報告品目の審査報告書の予定数。

\*\*) 平成9年度の件数は、同一成分の2申請をまとめて1件としたものが3件あり、その3件を削除した。また、2件については、「生数」の対象に変更となつたため、削除し、1件についでは、「件数」の対象に変更となつたため、追加した。  
注1：()の数値は、平成20年度に処理した件数（内数）  
注2：[]の数値は、平成19年度からの増減

③ 医薬品の製造管理及び品質管理の方法が、GMP省令に従つていいかどうかについて、調査を実施した。

【平成17年度】(改正薬事法に基づくGMP調査件数)

医薬品(体外診断用医薬品を除く)、審面調査 18件、計 53 件  
実地調査 3 5 件(うち海外 8 件)、

【平成18年度】(改正薬事法に基づくGMP調査件数)

医薬品(体外診断用医薬品を除く)、  
実地調査 1 8 0 件(うち海外 4 3 件)、審面調査 6 0 3 件、計 7 8 3 件

【平成19年度】(改正薬事法に基づくGMP調査件数)

医薬品(体外診断用医薬品を除く)、  
実地調査 2 3 3 件(うち海外 9 1 件)、審面調査 6 6 0 件、計 8 9 3 件

【平成20年度】(改正薬事法に基づくGMP調査件数)

医薬品(体外診断用医薬品を除く)、  
実地調査 2 1 4 件(うち海外 1 0 2 件)、審面調査 5 2 4 件、計 7 3 8 件

新医療機器についても、審査事務処理期間1ヶ月を平成16年度においては、7.0%について達成するところも、平成17年度及び18年度においては、8.0%、平成19年度及び20年度においては、9.0%について達成する。(医薬品・医療機器共通機器関係はNo.11)

○ 新医薬品、新医療機器承認申請資料の根拠となる試験がGLP、GCP等の規則に従い、倫理的、科学的に実施されたものであるかについて、審査及び実地による調査を実施した。

## 【適合性調査等に係る業務の実績（品目数）】

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
適合性審査面調査	161件	136件	426件	774件	942件
医薬品	161件	135件	251件	234件	293件
医療機器	—	1件	175件	540件	649件
G L P 調査	20件	39件	31件	27件	43件
医薬品	20件	37件	23件	23件	32件
医療機器	—	2件	8件	4件	11件
G C P 調査	73件	131件	149件	132件	198件
* 新医薬品	68件	120件	137件	122件	182件
後発医薬品	5件	11件	12件	9件	15件
医療機器	—	0件	0件	1件	1件
G P S P 調査*	27件	82件	103件	107件	79件

\* 平成16年度以降のGCP、GPSP調査件数は、評価後の通知数である。  
\*\*) 平成17年度以降の調査終了件数については、すべてGPSP調査として実施。

- 厚生労働大臣が指定した優先審査の対象製品について、中期目標期間終了時までに、医薬品については、審査事務処理期間6ヶ月を50%に達成する。
- 医療機器については、また医療機器について、医療機器共通 機器開関係はNo.11)

## 【新医薬品の承認状況（優先審査品目）】

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	うち平成16年度以降申請分		うち平成16年度以降申請分	
						うち平成16年度以降申請分 **	うち平成16年度以降申請分 **	うち平成16年度以降申請分 **	うち平成16年度以降申請分 **
承認件数	22件	18件	9件	24件	20件	20件	20件	25件	24件
申請期間 (中央値)	2.8月 [3.6]	3.9月 [2.8]*	2.8月 [3.6]	6.4月 [2.3]*	4.9月 [5.6]	4.9月 [5.6]	4.9月 [5.6]	12.3月 [5.6]	7.3月 [5.6]
検査期間 (中央値)	4.5月	20.4月	15.6月	13.7月	12.3月	12.3月	12.3月	15.6月	15.4月

注：「」内の%は、申請から6ヶ月以内に審査を終了した件数の割合。

\* 平成17年度、平成18年度、平成19年度、平成20年度のうち、平成16年4月以降の中期計画の目標の対象である平成16年3月以前申請分も含んだ数値。  
\*\*) 平成17年度、平成18年度、平成19年度、平成20年度のうち、平成16年4月以降の申請分を対象としたもの再掲。

ウ 新医薬品について、中期目標期間終了時には、中期目標期間において、終審査期間の処理時間は、次期中期目標期間において、終審査機関側の処理時間及び申請者の処理時間)をも目標とする。よう審査の迅速化に努めること。	<p>① ICHにおける日本EUが合意した審査データーとの整合性・調和に向けた取組みに貢献的に協力した。(各年度)          * ICHとは：日米EU医薬品規制開拓と国際会議          (International Conference-on Harmonization)</p> <p>② 平成19年度には、国際共同治験に関する基本的な考え方をとりまとめた。          当該基本的な考え方については、パブリックコメントを経て、平成19年に厚生労働省医薬食品局審査管理課長通知として発出され、これを対面助言、審査等において活用している。</p>	<p>① 総審査期間の導入に向けた取組みとしては、治験相談を充実させ、申請前に基本的な問題をできるだけ解消させておくとともに、取り下げ指導を行った。          また、新医薬品の承認困難品目については、申請者と面談を実施して、申請の取り下げを指導した。(各年度)</p> <p>② 平成19年10月より、1つの審査チームにおいてプロジェクトマネジメント制度の試行を実施したうえで、平成20年度より同制度を本格導入する。また、併せて同制度の実施にあたり、進行状況の情報の取りまとめ等を行う審査マネジメント部を新設した。</p>

中期目標	中期計画	中期目標期間(平成16年度～20年度)の実績報告						事業年度評価結果				中期目標期間の評価
		H16	H17	H18	H19	H20		A	B	C	D	
(1) 先端的な医薬品・医療機器に対するアクセスの迅速化	(1) 先端的な医薬品・医療機器に対するアクセスの迅速化に係る目標を達成するためにとるべき措置											

イ このため、平成16年4月1日以降の申請に係る審査事務処理期間（「その年に承認された」）に係る審査機関側の「処理時間」をいいます。品目による短縮化が図られる場合を除く通常なる目標（を既定し、業務を効率的な審査体制を確立すること）を達成する。

（医薬品・医療機器共通）

新医療機器についても、審査事務処理期間1ヶ月を平成16年度においては、平成17年度及び18年度において達成するとともに、平成17年度及び20年度においては、80%、平成19年度及び20年度においては、90%について達成する。

① 新医療機器審査の透明性を向上させ、その進捗をより的確に管理するため、メトリックシステム（審査プロセス毎に定期的に実績を公表する）を、平成17年度から導入し、目標達成に向けて、適切に処理を進めます。

#### 【新医療機器の承認状況】

平成16年度	平成16年度	平成16年度	平成16年度	平成16年度	平成16年度		平成16年度
					うち平成16年度以降申請分	**	
承認件数 審査期間 件平均 総審査期間 件平均	8件 (2.7月) E94 * E95	11件 (7.7月) E94 * E95	23件 (6.0月) E94 * E95	15件 (3.6月) E94 * E95	22件 (3.6月) E94 * E95	15件 (3.9月) E94 * E95	16件 (3.9月) E94 * E95
	5.9月 件平均	22.4月 件平均	10.3月 件平均	9.7月 件平均	11.3月 件平均	10.1月 件平均	16.0月 件平均

注：[ ]内の%は、申請から12ヶ月以内審査を終了した件数の割合。

\*：中期計画の目標の対象外である平成16年3月以前申請分も含んだ数値。

\*\*：平成17年度、平成18年度、平成19年度、平成20年度のうち、平成16年4月以前の申請分を対象としたものの平均。

## 【新医療機器の審査状況】

	件数*	承認済**	取り下げ	審査中
平成16年3月31日以前のもの	132	53(2)	75(0)	4[△2]
平成16年度	56	31(3)	17(1)	8[△4]
平成17年度	7	7(1)	0	0[△1]
平成18年度	24	16(3)	3(2)	5[△5]
平成19年度	37	20(16)	11(0)	16[△16]
平成20年度	32	1(1)	0(0)	31[△1]
計	288(32)	128(26)	96(3)	64[3]

\*) 件数とは、新医療機器として申請された品目の数。

\*\*) 承認済件数は改良医療機器等で承認されたものも含む。

注1: () の数値は、平成20年度に処理した件数 (内数)

注2: () の数値は、平成19年度からの増減

② 医療機器の製造所の製造管理及び品質管理の方法について、QMS指令に適合しているか否か、調査を実施した。

## 【平成17年度】(改正薬事法に基づくQMS調査件数)

医療機器  
実地調査4件（うち海外2件）、書面調査28件、計32件  
体外診断用医薬品  
実地調査0件、書面調査9件、計9件

## 【平成18年度】(改正薬事法に基づくQMS調査件数)

医療機器  
実地調査20件（うち海外15件）、書面調査280件、計300件  
体外診断用医薬品  
実地調査4件、書面調査28件、計32件

## 【平成19年度】(改正薬事法に基づくQMS調査件数)

医療機器  
実地調査12件（うち海外11件）、書面調査1,009件、計1,021件  
体外診断用医薬品  
実地調査1件、書面調査83件、計84件

## 【平成20年度】

医療機器  
実地調査42件（うち海外20件）、書面調査873件、計915件  
体外診断用医薬品  
実地調査1件、書面調査77件、計78件

- 希少疾患用医療機器及び医療上特に必要性が高いと認められる医療機器について、目標達成に向けて、優先的に処理を進めた。
- ・厚生労働大臣が指定した優先審査の対象製品について、中期目標期間終了時までに、医薬品について、審査事務処理期間6ヶ月を50%について、また医療機器については、審査事務処理期間9ヶ月を70%について達成する。  
(医薬品・医療機器共通 医薬品関係はNo.10)

## 【新医療機器の承認状況（優先審査品目）】

	平成年度	平成年度	平成年度	平成年度	平成年度
	うち平成16年度以降申請分***	うち平成16年度以降申請分***	うち平成16年度以降申請分***	うち平成16年度以降申請分***	うち平成16年度以降申請分***
承認件数 申請期間 (年)	2件 [Q.3月] [平成17年度 申請期間 終了日] 24.0月	0件 [5月]* [平成18年度 申請期間 終了日] 14.2月	1件 [6月]* [平成19年度 申請期間 終了日] 14.12月	4件 [8月]* [平成20年度 申請期間 終了日] 14.7月	4件 [8月]* [平成20年度 申請期間 終了日] 23.8月

注：「[]」内の%は、申請から2ヶ月以内に審査を終了した件数の割合。

\* 平成17年度、平成18年度、平成19年度、平成20年度のうち、平成16年4月以降の申請分を対象としたもの再報。

ウ・ICHにおいて日米EUが合意した審査データの作成基準などの国際的な基準との整合性・調和を推進する。  
(医薬品・医療機器共通医薬品関係はNo.10)

① GHTF全体会議及び研究グループ会議(Study Group)等に参加するなどして医療機器の国際的な基準の整合性・調和に向けた取組みに積極的に協力した。(各年度)

\* GHTFとは：医療機器規制国際整合理化会議  
(Global Harmonization Task-Force)

② ISO/TC150等の会合に参加し、国際的な基準の整合性・調和に向けた取り組みに積極的に協力した。(各年度)

中期目標	中期計画	中期目標期間（平成16年度～20年度）の実績報告	事業年度評価結果					中期目標 期間の評価
			H16	H17	H18	H19	H20	
(1) 先端的な医薬品・医療機器に対するアクセスの迅速化に係る目標を達成するための措置	(1) 先端的な医薬品・医療機器に対するアクセスの迅速化に係る目標を達成するための措置	○ 医療上特に必要性が高いと認められる医薬品に対する優先治験相談制度を実施するとともに、指定期間について、平成20年度までに、治験相談を延べ27件実施した。						
エ 申請前相談を充実し、有用性が高いと期待される医薬品・医療機器に至る期間を短縮するための措置	エ 申請前相談を充実し、有用性が高いと期待される医薬品・医療機器に至る期間を短縮するための措置	○ 申請前相談制度を創設し、優先相談等を実施し、承認申請までに指導を請資料確認等を実施する機会を増加させた。						
【優先治験相談指定審査の実施状況】	【優先治験相談指定審査の実施状況】	※ 該当判断件数には、前年度以前の申請分も含む。						
		○ 新医薬品の治験相談について、目標達成に向けて、適切に対応を進めた。						
		○ 治験相談の申し込みから対面相談までの期間や、新医薬品の手続の第1回目対面相談までの期間等を短縮し、治験相談の迅速化を図る。特に、新医薬品については、平成20年度に年間約420件の処理能力を確保するとともに、治験相談の申し込みから対面相談までの期間を2ヶ月程度に短縮する。						
		【新医薬品の治験相談の実施状況】						
		○ 治験相談申込件数	平成16年度 334	平成17年度 (243)*	平成18年度 473	平成19年度 (327)*	平成20年度 (325)*	C 2.33
		○ 治験相談実施件数	193	218	288	281	315	B 3.11
		○ 取下げ件数	23	14	7	21	23	A 3.88
		○ 実施・取下げ合計	216	232	295	302	338	A 3.71
		* ( )は、同一案件が選定漏れにより、複数回申し込みされた場合の件数を1件とした場合の実申込み件数						
		【対面相談から記録確定までの期間30勤務日の達成率】						
		○ 平成16年度 平成17年度 平成18年度 平成19年度 平成20年度	9.8%	13.0%	33.8%	62.2%	87.7%	

注：平成16年度～平成19年度の年度計画における達成率の目標値は10%。平成20年度の年度計画の目標値は50%。

【優先対面助言指定品目の第1回目対面助言までの期間30勤務日の達成率】					
	平成19年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
40. 0%	57. 1%	66. 7%	75. 0%	56. 3%	
注：平成16年度～平成20年度の年度計画における達成率の目標値は50%。					
オ バイオ・ゲノムといった先端技術の評価に対する技術水準を向上する分野に入れ、この分野における指導・審査技術水準を応用した製品に係る評価指針の作成に協力すること。					
オ バイオ・ゲノムといった先端技術の急速な発展を背景に、この分野における指導・審査技術水準を向上すること。					
① バイオ・ゲノムといった先端技術分野における指導・審査技術水準を向上することが求められているため、高度な知識を有する外部専門家による評価指針（カルタヘナ法による評価指針等）の作成に協力した。					
② 平成17年度にゲノム整理学プロジェクトチームを発足させ、科学的な観点から情報収集を行いうとともに、厚生労働省と協力しつつ、具体的なガイドライン作成に向けての検討を行っている。					
③ 細胞治療製品や遺伝子組み換えタンパク質などの生物系審査品目に限らず国際的な最新の情報交換を行いPMDAとの相談・審査業務に生かすため、PMDAハイオロジクスシステム諸国をはじめとする審査責任者を招いた「PMDAハイオロジクスシンポジウム」を平成18年度より開催している。（各年度）					
④ 平成20年度には、ベンチャー企業支援事業及び先端医療開発特区（スパーク）採択事業における相談対応を通じて、新技術を応用した製品の開発に協力した。					

中 期 目 標	中 期 計 画	中 期 目 標 期 間 (平成 16 年度～20 年度) の 実 繰 報 告	事業 年 度 评 価 結 果						中期目標期間の評価
			H16	H17	H18	H19	H20		
(2) 番査等業務及び安全対策業務の信頼性の向上	(2) 番査等業務及び安全対策業務の信頼性の向上								
番査等業務及び安全対策業務の信頼性を一層向上させることにより、国民や医療機器を提供する上で使用できる医薬品・医療機器を提供すること。 ア・番査等業務及び安全対策業務においては、国際的に見て最も遅れのない水準の技術者集団を構築するため職員の技能の向上に努めること。	番査等業務及び安全対策業務の質の向上を図るために研修の機会を提供するため新たな研修プログラムを平成 19 年度中に整備し、職員の技能の向上を図る。	① 外部研修等については、平成 17 年度より、関係各部に対し、積極的に応募期間等の情報を提供し、研修機会の確保を進めた。 ② 番査及び安全対策業務に必要な講義を身につけるため、国内外から講師を招き、下記のとおり特別研修を行った。							
		③ 年間計画に基づき、国立保健医療科学院における研修、厚生労働省主催のGMP/QMS合同機関検査研修、医療機器・体外診断用医薬品・QMS講習会等に参加するセミナーにも参加した(各年度)。							
		○ 職員の配置に当たっては、職員の知識・経験に配慮するほか、健康上の問題や業務上の特別な理由以外による短期間の異動は、基本的に行わないこととした。(各年度)							
		○ 番査及び安全対策における専門協議等の場において、科学的な重要な事項に關する専門的意見を聞くため、外部の専門家に対し、PDAの専門委員として委嘱手続きを行った。							
		・適切な意見を有する外部の専門家を活用する。							
		番査の質的向上を図る体制を構築するため、番査等業務及び安全対策業務に関する情報をを円滑に行うため、これら業務を平成 18 年度までに構築するシステムとともに、これらシステムを新規開発していった。また、医薬品等調査支援システムの改修を行った。							
		① 安全対策情報については、平成 16 年度に医療機器不具合システムと医薬品副作用システムの 2 つの情報提供システムが開発されており、番査等業務において、これら安全部門が参照できるよう平成 17 年 4 月より運用を行っている。平成 18 年度以降においても番査の質的向上を図るため、引き続き情報支援システムの運用及び提供を行っている。							
		② 平成 20 年度においては、医薬品等新申請・審査システム等の構成及び認証方式の見直しを行うとともに、医薬品等調査支援システムの改修をはじめとしたシステム開発等を行った。							

・審査等業務及び安全対策業務について、中期目標に沿って実施する。また、欧米の規制当局との連携強化を図るのみならず、治験が実施されるアシア諸国の規制当局との連携も推進する。	<p>① PMDA 全体の国際活動について、厚生労働省と連携し計画的・体系的に進めるとの観点から、国際活動全般の基本方針として「PMDA 国際戦略」(平成21年2月6日) を策定し、当該戦略に沿った積極的な国際活動を推進することとした。</p> <p>② FDA (Food and Drug Administration)、EMEA (European Medicines Agency) 等における審査体制や安全対策の体制等に関する情報収集を行つた。また、FDA 及び EMEA との間で、業務方法等について情報交換を行つた。(各年度)</p> <p>③ 平成18年度に、「医薬品のクローバル開発及びアジア新経済の協力をテーマにした「2006年 APEC 医薬品等レギュラトリーサイエンス・ネットワークシンポジウム」を開催した。</p> <p>④ 東アジア地域における共同臨床試験の実施の促進、共同臨床試験データを利用することを目的とした「2008年東アジアレギュラトリーシンポジウム」を平成20年4月に東京で開催した。</p>		

中 期 目 標	中 期 計 画	中 期 目 標	中期目標期間（平成16年度～20年度）の実績報告						中期目標 期 間 の 評 価
			H16	H17	H18	H19	H20		
<b>(2) 番查等業務及び安全対策業務の信頼性の向上</b>									
〔(2) 番査等業務及び安全対策業務の信頼性の向上〕	〔(2) 番査等業務及び安全対策業務の信頼性の向上〕	〔(2) 番査等業務及び安全対策業務の信頼性の向上〕							
患者それぞれの特性に基づき、当該患者に最も有効でかつ安全な医療を提供できるよう技術や製品に係る治療が円滑に実施できるように番査等を実施すること。	イ・中期目標期間を通じ、ゲノムを利用した医薬品評価など新技術を応用した製品に係る国評価指針の作成に協力する。	① バイオ・ゲノムといった先端技術分野における指導・審査技術水準を向上することに求められた、高度な知識を有する外部専門家を活用するとともに、新技術を応用した製品に係る評価指針（カルタニア法第3種承認申請書に係る通知、ヒト（自己）及びヒト（同種）細胞組織加工製品に係る通知並びにQ&A事務連絡、バイオ医薬品に係る評価ガイドライン、ワクチン臨床研究ガイドライン等）の作成に協力した（各年度）。	A 3.89	A 3.89	A 3.63	A 4.00	A 3.71	A 3.82	
イ・中期目標期間を通じ、ゲノムを利用した医薬品評価など新技術を応用した製品に係る国評価指針の作成に協力する。	② 平成17年度にゲノム薬理学プロジェクトチームを発足させ、科学的な方針から情報収集を行うとともに、厚生労働省と協力しつつ、具体的なガイドライン作成に向けた検討を行っている。	③ 細胞治療製品や遺伝子組み換え、PMDAの相談・審査業務に生がすため、FDAや欧州諸国をはじめとする国際的責任者を招いた「PMDAバイオロジクスシンポジウム」を平成18年度より開催している。	A 3.89	A 3.89	A 3.63	A 4.00	A 3.71	A 3.82	
中期目標期間を通じ、国内における治験の質的向上を図るために、適正な治験のあり方にについて、医療機関等における実地調査等を踏まえ、ホームページや広報等の活用により、医療関係者及び患者に対する普及啓発を行った。（各年度）	① 国内における治験の質的向上を図るため、適正な治験のあり方にについて、医療機関等における実地調査等を踏まえ、ホームページや広報等の活用により、医療関係者及び患者に対する普及啓発を行った。（各年度）								
〔GCP調査等に係る業務の実績（品目数）〕									
			平成16 年度	平成17 年度	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度		
G C P 調 査	73件	131件	149件	132件	198件				
* 新 医 薬 品	68件	120件	137件	122件	182件				
後発医薬用医薬品	5件	11件	12件	9件	15件				
医 療 機 器	—	0件	0件	1件	1件				

\*) 平成16年度以降の調査件数は、評価後の通知数である。

② 「GCP研修会」を開催するとともに、医療従事者が参加する学会等においてPMDA職員が講演を行い、GCPについて理解を求めた。(各年度)				

【GCP研修会 参加数】

開催地	平成18年度	平成19年度	平成20年度
東京	1,303	1,212	1,338
大阪	454	495	543
計	1,757	1,707	1,881

③ 研修生の派遣元である医療機関の治験実施体制の整備促進に寄与することと等を目的として、医療機関の薬剤師や看護師等を対象とした「治療コーディネーター養成研修」を実施した。(各年度)

中期目標	中期計画	中期目標期間（平成16年度～20年度）の実績報告	事業年度評価結果						中期目標期間の評価
			H16	H17	H18	H19	H20		
<b>（2）審査等業務及び安全対策業務の信頼性の向上</b>									
○審査等業務及び安全対策業務の透明化を推進すること。	○審査等業務及び安全対策業務の透明化を推進するため、厚生労働省と協力し、審査等業務及び安全対策業務を速やかに提供する。	○新医薬品は、申請内容に基づいて、薬事・食品衛生審議会理事分科会医薬品部会で審議される品目（以下「審議品目」という。）と報告される品目（以下「報告品目」という。）に分類されるが、審査の状況・結果をまとめて「審査報告書」及び申請資料の概要をまとめた「申請資料の概要」を、報告品目に係るものについても、「審査報告書」をそれぞれ情報提供した。							
<b>（2）審査等業務及び安全対策業務の信頼性の向上</b>									
○審査等業務及び安全対策業務の透明化を推進すること。	○審査等業務及び安全対策業務の透明化を推進するため、厚生労働省と協力し、審査等業務及び安全対策業務を速やかに提供する。	○新医薬品の審査報告書及び資料概要の公表状況							
		（新医薬品の審査報告書）	平成16年 度	平成17年 度	平成18年 度	平成19年 度	平成20年 度		
		審査報告書	35件	74件	77件	77件	91件		
		資料の概要	16件	57件	51件	30件	80件		
								A 3.89	A 3.57
								A 4.00	A 3.57
								A 4.00	A 3.57
<b>（2）審査等業務及び安全対策業務の信頼性の向上</b>									
○審査等業務及び安全対策業務の透明化を推進すること。	○審査等業務及び安全対策業務の透明化を推進するため、厚生労働省と協力し、審査等業務及び安全対策業務を速やかに提供する。	○新医療機器の審査報告書）	平成17年度においては、平成16年度に承認された6件及び平成17年度に承認された3件、平成18年度及び平成19年度においては8件の審査報告書を確定した。						
		（一般用医薬品及び医薬部外品の審査報告書）	平成18年度においては、一般用医薬品に係る審査報告書1件及び医薬部外品に係る審査報告書10件、平成19年度においては、一般用医薬品に係る審査報告書2件、平成20年度においては、一般用医薬品に係る審査報告書6件、医薬部外品に係る審査報告書1件の公表版をそれぞれ確定した。						
		（一般用医薬品及び医薬部外品の審査報告書）	平成18年度においては、一般用医薬品に係る審査報告書1件及び医薬部外品に係る審査報告書9件及び医薬部外品に係る審査報告書6件、医薬部外品に係る審査報告書1件の公表版をそれぞれ確定した。						
			○体制の構築に向けて、着実に検討を進めた。						
			○【平成16年度】 ・医療機関関係者、有識者等からなる検討委員会を開催し、今後の作業スケジュールの作成等を実施。						
			○【平成17年度】 ・医療機器の不具合評価体制に関する検討会からの指摘を踏まえ、パワット・スターの対象品目を選定。医薬品注入器分科会を開催し、具体的な実施要綱の作成及び調査参加施設を確定。						
			○【平成18年度】 ・埋め込み型医薬品注入器（以下「埋め込み型ポート」という。）及び運動脈ステントに関する平成18年度の実施状況及び担当する分科会での検討状況等について、「医療機器の不具合評価体制に関する検討会」に報告。						
			○【平成19年度】 ・埋め込み型ポート及び冠動脈ステントに関する平成19年度の調査の実施状況及び担当する分科会での検討状況等について、「医療機器の不具合評価体制に関する検討会」に報告。						
			○【平成20年度】 ・埋め込み型ポート及び冠動脈ステントに関する平成20年度の調査の実施状況及び担当する分科会での検討状況等について、「医療機器の不具合評価体制に関する検討会」に報告。						
<b>（2）審査等業務及び安全対策業務の信頼性の向上</b>									
○審査等業務及び安全対策業務の透明化を推進すること。	○審査等業務及び安全対策業務の透明化を推進するため、厚生労働省と協力し、審査等業務及び安全対策業務を速やかに提供する。	○その他審査等業務及び安全対策業務の信頼性の向上に資する指図をとること。	○医療機器の特性から一定の割合で発生する、構造上の欠陥とは言えないと判断した中期目標期終了時までに不具合について、科学的な評価を実施する体制を構築する。						
		○その他審査等業務及び安全対策業務の信頼性の向上に資する指図をとること。	○医療機器の特性から一定の割合で発生する、構造上の欠陥とは言えないと判断した中期目標期終了時までに不具合について、科学的な評価を実施する体制を構築する。						

<p>・ベースメーカーなどの埋め込み型のリスクの高いトラッキング医療機器について、中期目標期間終了時までに逐次的な不具合発生率と評価する機器の稼働状況に係るデータを収集、評価するシステムを整備する。</p>	<p>○ システムの整備に向けて、着実に検討を進めた。</p> <p>【平成16年度】 ・不具合D日からベースメーカー等の不具合名を分類し、対象医療機器の不具合名一覧表、不具合分類一覧表を作成。</p> <p>【平成17年度】 ・逐次的な不具合発生率等のデータ収集に向け、プロトコールの作成及び分科会委員の選定作業に着手。</p> <p>【平成18年度】 ・機構が構築すべきトラッキング医療機器に関する情報収集システムの概要を作成。</p> <p>【平成19年度】 ・「トラッキング医療機器のデータ収集評価システム構築に関する検討会」を開催。</p> <p>【平成20年度】 ・「トラッキング医療機器のデータ収集評価システム構築に関する検討会」の下に設置した「埋込み型相助人(心臓)人工心臓レジストリー(患者登録システム)」の実施計画書(案)、実施体制等について、米国の既存のレジストリー(INTERMACS)を参考に検討を進めた。</p> <p>○ 企業及び医療機関から報告される副作用報告や不具合症例報告等の収集、整理、調査等を的確に行なうなど、各種の取組みを行った。(各年度)</p>

中期目標	中期計画	(3) 情報管理及び危機管理体制の強化を達成するための措置	中期目標期間(平成16年度～20年度)の実績報告		事業年度評価結果					中期目標期間の評価								
			H16	H17	H18	H19	H20											
(3) 情報管理及び危機管理体制の強化		<p>医薬品・医療機器の使用における副作用等のリスクを回避し、副作用等発生時の早期対応のための関係者のリスク管理(リスクマネジメント)体制を強化すること。</p> <p>ア 様数の副作用情報に新たな関連性を見いだし、新規の安全性情報を発見・解釈を行う手法を研究、導入すること。</p> <p>イ 市販後の使用時の安全対策の重点化を図るために、医薬品を医療関係者が慎重に使用するような市販後安全体制に関する新規システムを研究、導入すること。</p> <p>ウ IT技術の活用等による効率的・効果的な安全情報等の収集を図ること。</p>	<p>○ 新規手法の導入に向けて、着実に検討を進めた。</p> <p>【平成16年度】 ・検討すべきデータマイニング手法(以下、「DM手法」という。)を明確化するとともに、外部専門家による検討評価を実施。</p> <p>【平成17年度】 ・海外で導入されているシグナル検出手法の調査を行うとともに、日本のデータへの有用性について検討。</p> <p>【平成18年度】 ・感度及び特異度の分析の実施によりシグナル検出手法を行ない、導入すべき。</p> <p>【平成19年度】 ・DM手法を安全対策業務の支援ツールとして組み込むとともに、業務支援業務プロセス全般をサポートするため業務支援システムの開発に着手。</p> <p>【平成20年度】 ・DM手法の適度化検討(重複報告検出手法、他)と、DM手法の安全対策業務への試適用、および中期計画期間の成果のとりまとめと今後の方針についてロロセス全般をサポートする業務支援システム「医薬品安全対策支援システム」の開発を終了した。</p>	<p>○ 新規手法の導入に向けて、着実に検討を進めた。</p> <p>【平成16年度】 ・検討すべきデータマイニング手法(以下、「DM手法」という。)を明確化するとともに、外部専門家による検討評価を実施。</p> <p>【平成17年度】 ・海外で導入されているシグナル検出手法の調査を行うとともに、日本のデータへの有用性について検討。</p> <p>【平成18年度】 ・感度及び特異度の分析の実施によりシグナル検出手法を行ない、導入すべき。</p> <p>【平成19年度】 ・DM手法を安全対策業務の支援ツールとして組み込むとともに、業務支援業務プロセス全般をサポートするため業務支援システムの開発に着手。</p> <p>【平成20年度】 ・DM手法の適度化検討(重複報告検出手法、他)と、DM手法の安全対策業務への試適用、および中期計画期間の成果のとりまとめと今後の方針についてロロセス全般をサポートする業務支援システム「医薬品安全対策支援システム」の開発を終了した。</p>	<p>① 平成17年度より開始された抗がん剤併用療法実態把握調査(2/2療法)は、平成19年6月にすべての症例追跡を終え、解析方法等について検討を行なうとともに、登録症例数3,505人、副作用報告延べ563件のデータに対して平成20年2月、最終解析を終了。</p> <p>② 平成18年度に実施した小児を対象とした「維持投与と後の低Na血症発生」に関する電子媒体を用いた懇親会に、データ解析を終了し、報告書を平成20年3月、ホームページ上に公表。</p>	<p>○ 副作用・不具合情報等報告の電子化については、電送化率の目標達成に向けて、主な企業等への電送化導入の奨励等を適切に行なった。</p> <p>【副作用等報告のインターネットを介した電送化の状況】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成16年度</th> <th>平成17年度</th> <th>平成18年度</th> <th>平成19年度</th> <th>平成20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電送化率(通常)</td> <td>69.1%</td> <td>86.4%</td> <td>90.4%</td> <td>91.1%</td> <td>92.3%</td> </tr> </tbody> </table>		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	電送化率(通常)	69.1%	86.4%	90.4%	91.1%	92.3%
	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度													
電送化率(通常)	69.1%	86.4%	90.4%	91.1%	92.3%													

	<p>・ 医療機関、薬局等からの副作用・感覚症等報告について、厚生労働省がインターネット経由で簡便に報告ができるようなシステムによる報告が実現しているが、このシステムによる情報処理はオンラインで行うこととする。</p>	<p>○ 医療機関、薬局等からの厚生労働省へのインターネットによる報告システムの開発及び厚生労働省とPMDA間のオンライン情報処理化について、厚生労働省に協力を行った。同システムの導入を平成16年度に完了させた。また、平成18年度以降、医療機関、薬局等から厚生労働省へのインターネットによる報告が実現しているが、このシステムによる情報処理はオンラインで行うこととする。</p>

中期目標	中期計画	中期目標期間(平成16年度～20年度)の実績報告	事業年度評価結果					中期目標期間の評価
			H16	H17	H18	H19	H20	
(3) 情報管理及び危機管理体制の強化	<p>)(3) 情報管理及び危機管理体制の強化に係る目標</p> <p>エ. 情報のフィードバック等による市販後安全体制の確立</p> <p>く企業へのフィードバックへ</p> <p>・企業における危機管理体制の充実に資するため、中期目標終了時までに医療機器から副作用情報を報知する企業が報告累計1,10, 879件及び不具合報告累計42, 405件を公表し、報告受理後概ね6ヶ月で公表を行った。</p> <p>また、中期目標期間を通じ、以下の業務を実施する。</p> <p>①市販直後の調査や拠点病院等における市販後の情報収集を活用し、重篤な副作用の発生予防、早期発見、重篤化を防止する対策について、企業に 対する相談業務を実施する。</p> <p>②医薬品・医療機器の添付文書や患者用説明文書の作成・改訂に対する支援する。業界に係る危機管理体制担当者が共同して迅速に対応する。</p> <p>③企業の市販後監査等業務担当及び安全対策業務担当が共通して、助言を行う。</p> <p>④医療現場においてより安全に医薬品・医療機器が用いられるごとを目的として製品改善や製品開発について分析し、相談業務及び検査等業務に還元する。</p> <p>⑤このような製品改善や製品開発につき、ヒヤリ・ハット情報を開通事例及び医療機器開通事例に関する年次報告書を作成し、企業に対する相談業務を実施する。</p> <p>＜医療関係者へのフィードバック＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療関係者向けの情報提供について以下の措置を講じる。</li> </ul> <p>①医療用医薬品・医療機器の添付文書改訂の根拠となつた症例など、副作用・不具合症例に係る情報を探査する。</p> <p>②医療用医薬品の添付文書改訂の指針から当該指定期間までの掲載Webへの掲載を実施している。</p> <p>③厚生労働省担当部局と協議のうえ、標準業務手順書を作成、運用し、平成16年度以降、2日以内に行う体制を、平成16年度中に整備する。</p>							

	<p>③医療用医薬品の添付文書の改訂情報等について インターにて添付文書を提供するところには、平成18年度までに希望する医療関係者を整備する。 当該情報を提供するシステムを整備する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 医療用医薬品の添付文書の情報については、平成21年3月現在インターネット上で1,3,287件の提供を行った。また添付文書の改訂情報やクラスI回収情報等の安全情報等を希望する医療関係者に対してメールで提供する「医薬品医療機器情報配信サービス」については、平成21年3月末までに、20,707件の配信が登録された。</li> </ul>													
		<p>【ブッシュメール登録数の推移】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成17年度 末</th> <th>平成18年度 末</th> <th>平成19年度 末</th> <th>平成20年度 末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>登録数</td> <td>2,892件</td> <td>6,762件</td> <td>11,965件</td> <td>20,707件</td> </tr> <tr> <td>配信数</td> <td>92件</td> <td>98件</td> <td>87件</td> <td>107件</td> </tr> </tbody> </table>		平成17年度 末	平成18年度 末	平成19年度 末	平成20年度 末	登録数	2,892件	6,762件	11,965件	20,707件	配信数	92件	98件
	平成17年度 末	平成18年度 末	平成19年度 末	平成20年度 末											
登録数	2,892件	6,762件	11,965件	20,707件											
配信数	92件	98件	87件	107件											
	<p>④医療用医薬品の添付文書情報について、階層的に、より詳細な情報にアクセスできるシステムの構築について厚生労働省が検討した結果を平成18年度までに作成した。</p> <p>⑤患者に対する服薬指導に使用できる情報の提供の充実を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成17年度より、患者向医薬品ガイド、副作用が疑われる症例情報、添付文書改訂の根拠、症例情報、承認情報等の情報コンテンツを医薬品医療機器情報提供ホームページに掲載することも同時に、関連する情報と添付文書情報との間にリンクを施し、利便性を向上させた。</li> <li>○ 平成17年度より、インターネットで患者向医薬品ガイドの提供を開始し、平成20年度末まで1,958品目を公開した。</li> </ul>													

中 期 目 標	中 期 計 画	中 期 目 標 時 間 (平成 16 年度～20 年度) の 実 績 報 告					事 業 年 度 評 価 結 果	中 期 目 標 期 間 の 評 価
		H16	H17	H18	H19	H20		
(3) 情報管理及び危機管理体制の強化	(3) 情報管理及び危機管理体制の強化に係る目標							
エ. 収集した安全性情報の解析結果等の医療関係者へのフィードバック情報の確立及び患者への適正使用情報の提供手段の拡大により、綿密な安全部情報提供体制を確立すること。	エ. 情報管理及び危機管理体制の強化による市販後安全体制の確立							
イ. 患者への情報提供>・医薬品・医療機器に関する一般消費者や患者からの相談業務を実施する。	イ. 情報管理及び危機管理体制の強化による市販後安全体制の確立							
① 消費者くすり相談については、平成17年2月から昼夜休み時間も含めた相談業務を実施している。	① 消費者くすり相談については、平成17年2月から昼夜休み時間も含めた相談業務を実施している。							
		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度		
	電話件数	7,137件	7,741件	8,459件				
1 日あたり	29.6件	30.0件	34.5件					
	相談件数	8,790件	10,505件	11,696件				
1 日あたり	36.5件	43.4件	47.7件					
	平成19年度	平成20年度						
	電話件数	8,696件	8,479件					
1 日あたり	35.5件	34.9件						
	相談件数	12,477件	12,533件					
1 日あたり	50.9件	51.6件						
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度				
	電話件数	166件	376件	564件	639件			
1 日あたり	1.0件	1.5件	2.3件	2.6件				
	相談件数	323件	581件	824件	902件			
1 日あたり	1.9件	2.4件	3.4件	3.7件				

○ 厚生労働省における検討結果を踏まえ、 平成18年度までに企業が作成する情報 をインターネット上で提供する場合、 自己注射薬など患者が自宅で使用する医療用 医薬品や重篤な副作用が発生する場合の早期発見に 不可欠である医薬品等について、患者に発現 患者の可能性が低い既知の副作用の初期症状 等をまとめて自己点検表を提供する。	・厚生労働科学研究（患者及び国民による理解された副作用等医薬品情報内容 の構築と医薬品適正使用への患者の早期発見等に供する情報提供ホームページへ し、患者による医薬品を正しく理解し重大な副作用の情報提供ホームページへ される様子を平成17年度から開始した。 ・患者の助言を得つつ、「患者向医薬品ガイド」の修正を行いながら、平成21年3月末までに、294成分、 1958品目の公表を行った。さらに、重篤副作用疾患別対応マニュアルについて、累計38疾患の掲載を行った。			
<情報提供の内容及びその質の向上> ・個人情報に十分配慮しつつ、被害者業務及び 審査等業務との連携を通じ、承認から該済まで 一貫した安全性の評価を実施する。	【教務部門との連携】 ① 不支給決定及び不支給決定事例において見られた不適正使用の事例などを参考する情 報の提供を受け、教務請求において見られた不適正使用の改訂を行う平 成19年度においては、添付文書改訂を行った。			
	【審査部門との連携】 ② 審査部門からの情報を収集するため、PMDA内における治験副作用検討会及 び薬事分科会に各年度において出席している。平成19年度においては、 7品目について審査部とともに市販後安全対策・安全部門からスマッシュメ ントの執行、検討会を開催し、承認条件として実施された調査 等のレビューを新医薬品の一部の部門において実行した。			
	③ PMDA内における治験副作用検討会に出席し、市販直後調査中品目の制作 用等について、安全対策部門から情報提供を行っている。 ④ 専門医機資料等の新医薬品の情報について集中的に収集・整理に努めた。			
	・情報提供業務の向上に資するため、一般消費者 医療関係者に対して提供した情報について平成 18年度までに調査を行い、情報の受け手の二 ーズや満足度等を分析し、情報提供業務の改善 に反映する。	① PMDAの情報提供ホームページについて、毎月、状況把握を実施している。 ② 情報の受け手のニーズや満足度の分析を行うことを目的として、平成1 7年度以降Web型アンケートを実施し、その意見を踏まえ、医薬品医療機 器情報提供ホームページの改修を適宜実施した。		

中 期 目 標	中 期 計 画	中期目標期間（平成16年度～20年度）の実績報告						事業年度評価結果 H16 H17 H18 H19 H20	中期目標 期間の評価
		事業年度評価結果							
第4 財務内容の改善に関する事項	第3 予算、収支計画及び資金計画								
通則法第2.9条第2項第4号の財務内容の改善に關する目標は、次のとおりとする。 本目標第2の(1)及び(2)で定めた事項に於いては、経費の節減を見込んだ中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行なうこと。	第1 予算 別紙1のとおり 2 収支計画 別紙2のとおり 3 資金計画 別紙3のとおり	○ 予算、収支計画及び資金計画に基づく予算執行等の実績は、各年度における決算報告書及び財務諸表のとおりである。なお、平成17年度においては、副作用用薬給付金の支給件数の増加により、副作用用薬給付金の予算手続を行なったことから、厚生労働大臣に対し、17年度予算の変更届出については、特定C型肝炎感染被患者者救済のための特定救済勘定を設置し、中期計画(変更)予算等を作成し提出した。また、平成19年度において、特定期間付金の和解後譲り受け等が見込みを上回ったことから、年度計画予算等を二度にわたり変更し届け出した。							
第4 短期借入額の限度額	○ 短期借入金 なし								
	(1) 借入限度額 2.3億円								
	(2) 短期借入れが想定される理由								
	ア 運営費交付金、補助金、委託費等の受入れの遅延等による資金の不足 イ 予定外の退職者の発生に伴う退職金の支給 ウ その他不測の事態により生じた資金の不足								
第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	○ 重要な財産の譲渡等 なし								
第6 剰余金の用途	○ 剰余金の用途 当期総利益が発生した副作用用薬給付勘定、感染救済勘定、受託・貸付勘定については、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法第31条第5項及び同法附則第15条第5項の規定により積立金として整理することとしている。 ・業務改善による支出のための原資 ・職員の資質向上のための研修等の財源 なお、副作用用薬給付勘定、感染救済勘定については、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法(平成14年法律第192号)第31条第4項の規定により、残余の額は積立金として整理する。								

中期目標	中期計画	事業年度評価結果	中期目標期間（平成16年度～20年度）の実績報告					中期目標 期間の評価																																									
			H16	H17	H18	H19	H20																																										
第5 その他業務運営に関する重要事項	第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項																																																
通則法第2条第2項第5号のその他業務運営に関する重要な事項	独立行政法人医薬品医療機器総合機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成16年厚生労働省令第55号）第4条の業務運営に関する事項は、次のとおりとする。	<p>（1）人事に関する事項</p> <p>ア・業務の質の向上を図るために、業務等の目標に応じて系統的に研修の機会を提供し、職員の資質や能力の向上を図る。</p> <p>（1）人事に関する事項</p> <p>ア・業務の質の向上を図るために、職員の研修を通じて、職員の勤務成績を考慮した人事評価を適切に実施するなど、職員の勤務成績を考慮したこと。また、このような措置等により職員の意欲の向上を図ること。</p> <p>○ 研修計画等に従い、業務等の目標に応じた系統的な研修を実施するなども、個々の職員の資質や能力に応じた研修の充実に努めた。（各年度は、次のとおりとする。）</p> <p>（1）新任者研修及び専門研修</p> <table> <tr> <td>平成17年度</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>平成18年度</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>平成19年度</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>平成20年度</td> <td>2回</td> </tr> </table> <p>（2）国内外の大学・海外の医薬品規制当局等への派遣研修</p> <table> <tr> <td>平成16年度</td> <td>39人</td> </tr> <tr> <td>平成17年度</td> <td>62人</td> </tr> <tr> <td>平成18年度</td> <td>58人</td> </tr> <tr> <td>平成19年度</td> <td>57人</td> </tr> <tr> <td>平成20年度</td> <td>51人</td> </tr> </table> <p>（3）国内外の規制当局担当者、企業や大学などの専門家を講師に招いた上での技術的事項に関する研修</p> <table> <tr> <td>平成16年度</td> <td>7回</td> </tr> <tr> <td>平成17年度</td> <td>26回</td> </tr> <tr> <td>平成18年度</td> <td>13回</td> </tr> <tr> <td>平成19年度</td> <td>20回</td> </tr> <tr> <td>平成20年度</td> <td>16回</td> </tr> </table> <p>（4）乗客被審者団体及び患者団体等から講師を招いた上でのそれぞれの立場に係る内容に関する研修</p> <table> <tr> <td>平成17年度</td> <td>4回</td> </tr> <tr> <td>平成18年度</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>平成19年度</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>平成20年度</td> <td>1回</td> </tr> </table> <p>（5）人事関係研修</p> <table> <tr> <td>平成16年度</td> <td>4回</td> </tr> <tr> <td>平成17年度</td> <td>9回</td> </tr> <tr> <td>平成18年度</td> <td>14回</td> </tr> <tr> <td>平成19年度</td> <td>12回</td> </tr> <tr> <td>平成20年度</td> <td>9回</td> </tr> </table> <p>（6）その他、英会話研修のための試験、英会話研修、接遇研修、施設見学、財務研修等</p> <p>○ 平成17年に人事評価制度検討会を開催し、その検討結果を踏まえ、平成19年4月から人事評価制度を導入し、その結果を基に支給等に適切に反映するとともに、国家公務員の給与構造改革等を踏まえた新しい給与制度を導入した。</p> <p>・職員の意欲向上につながる人事評価制度を導入し、職員の資質や昇格に適切に反映する。</p>	平成17年度	2回	平成18年度	2回	平成19年度	2回	平成20年度	2回	平成16年度	39人	平成17年度	62人	平成18年度	58人	平成19年度	57人	平成20年度	51人	平成16年度	7回	平成17年度	26回	平成18年度	13回	平成19年度	20回	平成20年度	16回	平成17年度	4回	平成18年度	1回	平成19年度	1回	平成20年度	1回	平成16年度	4回	平成17年度	9回	平成18年度	14回	平成19年度	12回	平成20年度	9回	
平成17年度	2回																																																
平成18年度	2回																																																
平成19年度	2回																																																
平成20年度	2回																																																
平成16年度	39人																																																
平成17年度	62人																																																
平成18年度	58人																																																
平成19年度	57人																																																
平成20年度	51人																																																
平成16年度	7回																																																
平成17年度	26回																																																
平成18年度	13回																																																
平成19年度	20回																																																
平成20年度	16回																																																
平成17年度	4回																																																
平成18年度	1回																																																
平成19年度	1回																																																
平成20年度	1回																																																
平成16年度	4回																																																
平成17年度	9回																																																
平成18年度	14回																																																
平成19年度	12回																																																
平成20年度	9回																																																

	<p>○ 験員の配置に当たつては、職員の知識・経験による短期間の異動は、基本的に行わないこととした。(各年度)</p> <p>○ 公募に当たつて、①募集要項の機構ホームページへの掲載、②募集要項・機構パンフレットの大学、病院等への送付、③業務説明会等を実施した。</p> <p>【平成16年度公募による採用状況等：平成17年4月1日現在】</p> <p>常勤職員内定者数 57人</p> <p>【平成17年度公募による採用状況等：平成18年4月1日現在】</p> <p>1) 技術系職員 (公募5回) 応募者数 約390人 採用内定者数 36人 採用者数 9人</p> <p>2) 事務系職員 (公募1回) 応募者数 約70人 採用内定者数 2人</p> <p>【平成18年度公募による採用状況等：平成19年4月1日現在】</p> <p>1) 技術系職員 (公募5回) 応募者数 約320人 採用内定者数 28人 採用者数 16人</p> <p>2) 事務系職員 (公募2回) 応募者数 約150人 採用内定者数 6人 採用者数 6人</p> <p>【平成19年度公募による採用状況等：平成20年4月1日現在】</p> <p>1) 技術系職員 (公募4回) 応募者数 約1,070人 採用内定者数 77人</p> <p>2) 事務系職員 (公募2回) 応募者数 約190人 採用内定者数 14人 採用者数 14人</p> <p>【平成20年度公募による採用状況等：平成21年4月1日現在】</p> <p>1) 技術系職員 (公募4回) 応募者数 約910人 採用内定者数 44人 採用者数 44人</p> <p>2) 事務系職員 (公募2回) 応募者数 約140人 採用内定者数 8人 採用者数 8人</p> <p>① 採用時の誓約書の提出、配置、退職後の再就職等に関する制約又は家族が製薬企業等に在職している場合の業務の從事制限等について就業規則に規定し、それらの内容を職員に周知徹底することによって、適切な人事管理制度に努めた。(各年度)</p> <p>② 服務関係規程の周知を徹底するため、採用時の新任者研修において説明を行うとともに、職員用ホームページへの掲載を行っている。(各年度)</p> <p>○ 個人毎のIDカードによる「入退室管理システム」を平成16年度より事務室に導入し、入室履歴を記録するとともに、部外者は自由に入室できない対策を講じているほか、「入退室管理システム」の運用管理等に関する入退室管理規程を制定し、周知徹底を図った。</p>
<p>・職員の専門性や業務の継続性を確保するため、 適正な人事配置を行う。</p> <p>イ・医薬品及び医薬部外品の製造管理及び品質管理規則(平成11年厚生省令第16号)に規定するところと、必要な審査人材の意見具申に基づき、必要な審査人材数を確保すること。 ・総合科学技術会議の常勤職員の中立性等を十分に考慮する。</p>	<p>平成17年度の改正薬事法の円滑な施行を確保するため、必要な審査人材の意見具申に基づき、必要な審査人材数を確保すること。 ・総合科学技術会議の常勤職員の中立性等を十分に考慮する。</p> <p>※人事に係る指標 期末の常勤職員数 上限とする。 (参考1) 期初の常勤職員数 3,17人</p> <p>平成17年度の改正薬事法の円滑な施行を行を確保するために増員した常勤職員数 40人 平成17年度研究開発振興業務の移行に伴い減員した常勤職員数 11名</p> <p>総合科学技術会議の意見具申を踏まえて平成21年度までに増員する予定の236人のうち、当該中期目標期間に増員する審査部門の常勤職員数 138人</p> <p>期末の常勤職員数 484人 (上限) (平成21年度末の常勤職員数) 582人 (上限)</p> <p>(参考2) 中期目標期間中の人事費総額 15,705百万円 (見込) ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員賃手当及び勤務手当に相当する範囲の費用である。</p> <p>ウ 製薬企業等との不適切な関係を疑われるこれが、役員の採用、配置等に關して一定の制約を設け、適切な人事管理制度を講じること。</p> <p>機構の業務が製薬企業等との不適切な関係を疑わざることがないよう、役職員の採用、配置及び退職後の再就職等に關し適切な指置を講じること。</p> <p>(2) セキュリティの確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防犯及び機密保持のために事務室の入退室管理設備を整置し、昼夜を開わず、入退室に係る管理を徹底するなど内部管理体制を強化する。</li> </ul> <p>個人及び法人等の情報保護を確保するとともに情報管理制度に万全を期すこと。</p>

	<p>・情報システムに係る情報のセキュリティの確保に努める。</p> <p>○ 情報セキュリティの確保に向けて、各種施策を適切に実施した。</p> <p>【平成16年度】 ・情報セキュリティ規程、情報システム管理制度利用規程の制定</p> <p>【平成17年度】 ・階層化メールの送受信のための準備</p> <p>【平成18年度】 ・遠隔地の外部委託先へのデータのバックアップ方法に関する検討及び情報システム管理制度利用規程等の改正に着手。</p> <p>・情報セキュリティを向上させた電子メール（セキュアメール）本格運用の開始</p> <p>【平成19年度】 ・システム監査を実施し、その結果を公表の上、必要な改善を実施 ・医療機器審査、治療相談及び品質管理業務へのセキュアメール利用拡大に向けた関連規程の改正及び関係団体宛への通知発出。</p> <p>【平成20年度】 ・情報システムのバックアップデータの遠隔地保管を引き続き実施した (平成19年度より)。 ・効面助言の速記體反観業務へのセキュアメール利用拡大を図るため、関連規程を改正し、確実にこれららの業務におけるセキュアメール利用が可能となるよう、更なるセキュリティの向上に努めた。</p>
--	--